

~~林~~
~~林~~
63-52

文學士渡邊又次郎著

最新論理學



東京 丙午出版社發行

最新論理學例言

- 一 本書は、論理學を研究せんとする學生の參考又は教科の用に供せんが爲と、斯學の大綱を理解せんとする好學者の需要に應ぜんが爲との目的を以て之を著述したり。
- 二 本書は、論理學の根幹を成すに缺くべからざる事項に就きては、遺漏なく之を論述したり。されども推論の正當なる排列の事に關する方法論は本書の如き小著に於て之を説くの必要ならざるを認め、暫く之を割愛したり。
- 三 本書は、他の論理學書の輕々に看過せる點にして、而も或價値を認むべきものに就きては、必ず之

に論及し、必要に應じて、之を詳細に説述したり、されども徒に舊慣に基ける不要の問題に就きては、或は批評を附して、之を略述し、或は全く之を闕除したり。

四 本書は、徒に諸家の言を引用して、誇學的の言辭を羅列するを避け、讀者をして平坦なる道路に由りて不識不知目的地に達するの感あらしめんとに着目したり。されども異説ある問題に就きて、單純に自説をのみ叙述するの反りて疑惑を生ずるの恐ある場合に於ては、必要に應じて、之を辨妄的に評論したり。

五 本書は、全卷を通じて、その叙述の簡約にして、事理の明晰ならんことに注意したり。されども徒に簡約に失して、明晰を害するの恐ありと認めたる場合に於ては、特に之を詳述したり。

六 本書は、能ふべき限り難解の術語を使用するを避け、在來の慣用となれるものにして、比較的平易なるもののみを採用したり。されども又、必要上、著者の新定に係るものをも混用したり。

七 本書は、明治二十六年より同三十二年の七年間に於ける東京法學院(現時の中央大學)の講義録として發行せる著者の「論理學」及び「論理學大意」とは大にその結構を異にし、従ひてその内容をも改新したり。

八 本書は、讀者の研究上に於ける諸種の便宜に供せんが爲に、必要なる題目を欄外に掲げたるの外詳細なる索引を卷末に附し、且つその各事項に對して英語を附記したり。

明治四十年十月

著 者 識

最新論理學

目 次

第一章 緒 論

第一節 論理學の解……………一—四

論理學の語源 論理學の定義 形式的論理學及び資料的論理學 餘論
第二節 論理學と他の諸學との關係……………四—六

概説 哲學と論理學との關係 心理學と論理學との關係 言語學と論理學との關係 軌範學

第二章 思 想

第一節 思想の解……………七—九

概説 概念作用 判斷作用 推論作用

第二節 思想と言語との關係……………九—一二

目 次

思想表出の方法 概念表出の言語 判斷表出の言語 推論表出の言語
言語の効用 論理學の言語に對する態度

第三節 思想の法則……………一二—一八

正當なる思想の根據 思想の法則の種類及び性質 思想の原理に關する
異說 同一律 矛盾律 排中律 三律間の關係 充足律

第三章 名 辭

第一節 名辭の解……………一九—二五

名辭の意義 名辭と言語との關係

第二節 名辭の區分……………二二—三〇

區分の諸方法 一語名辭及び數語名辭 單稱名辭及び通稱名辭 積極名
辭及び消極名辭 具體名辭及び抽象名辭 相對名辭及び絕對名辭 餘
論の一 餘論の二 餘論の三

第三節 名辭の外延及び内包……………三二—四一

外延及び内包の定義 各名辭と外延及び内包との關係 前項に對する批
評 外延と内包との關係

第四節 區分及び定義……………四一—五〇

序說 區分の解 區分の規則 二分法 定義の解 定義の規則

第四章 命 題

第一節 命題の解……………五一—五六

命題の意義 命題と文章との關係 結辭の詳解

第二節 命題の區分……………五六—六五

區分の諸方法 關係上の區分 性質上の區分 分量上の區分 命題の四
形式

第三節 主辭と賓辭との關係……………六五—七六

主辭と賓辭との關係に關する異說 諸說の略評 命題の圖形 名辭の周
到及び不周到 A 命題 E 命題 I 命題 O 命題 括約

第五章 推論

第一節 推論の解……………七七—八〇
 推論の意義 推論の構造 推論の客観的考察 推論の根據

第二節 推論の區分……………八〇—八六
 區分の二方法 第一種の區分 第二種の區分 二區分の比較

第六章 直接演繹法

第一節 直接演繹法概論……………八七—九一
 直接演繹法の解 直接演繹法の根據 直接演繹法の種類

第二節 對當法……………九二—一〇三
 對當法の解 對當の方形 反對對當 小反對對當 從屬對對當 正反對對當 括約

第三節 抽出法……………一〇三—一二三
 概説 變性法 轉位法 複式抽出法 關係變更法 附加法

第七章 間接演繹法

第一節 間接演繹法概論……………一二三—一三〇
 間接演繹法の解 間接演繹法の根據 間接演繹法の種類

第二節 定立三段法の解……………一三〇—一三九
 定立三段法の構造 論體 圖式

第三節 定立三段法の諸法則……………一三九—一五九
 概説 定立三段法の公理 定立三段法の通則 各圖式の特則

第四節 正當なる定立三段法……………一五九—一六五
 正當なる論體 第一圖式の正當なる論體 第二圖式の正當なる論體 第三圖式の正當なる論體 第四圖式の正當なる論體 括約

第五節 定立三段法の改造……………一六六—一七六
 改造の意義 改造の根據 改造の諸例 所謂間接改造

第六節 假設三段法……………一七六—一八六

純粹假設三段法 混成假設三段法の定義及び形式 混成假設三段法の規則 混成假設三段法の改造

第七節 選擇二段法……………一八六——一九八

純粹選擇三段法 混成選擇三段法の定義及び形式 廣義の選擇三段法 混成選擇三段法の規則 混成選擇三段法の改造

第八節 假設選擇三段法……………一九八——二〇六

假設選擇三段法の定義及び形式 假設選擇三段法の規則 假設選擇三段法の改造

第九節 各式間接演繹法……………二〇六——二二五

略式間接演繹法の定義及び形式 命題省略の理由 省略命題の補充 省略體の正否

第十節 複式間接演繹法……………二一五——二三一

複式間接演繹法の解 聯鎖體の定義及び形式 聯鎖體の分解 聯鎖體の特別 帶證體の定義及び形式 帶證體の分解

第八章 歸納法

第一節 歸納法の諸見解……………三三二——三四四

概説 枚擧法 比論法 科學的歸納法 諸見解の略評

第二節 歸納法の正解……………三四四——三五二

歸納法の定義 歸納法の性質 歸納法と演繹法との關係

第三節 歸納法の根據……………三五二——二六四

概説 原因及び結果 齊一律 因果律 二律の關係

第四節 假説……………二六四——二七二

假説の意義 假説の起源 假説の規則 定理及び事實

第五節 性質分解法及び分量決定法……………二七二——二八九

概説 觀察及び實驗 觀察及び實驗上の注意 性質分解法 分量決定法 括約

第六節 ミルの諸方法……………二九〇——三〇九

概説 契合法 差異法 契合差異連合法 殘餘法 共變法 直接歸納法の總評 演繹的方法 演繹的方法の批評

第九章 結論

第一節 誤謬……………三二〇—三三〇

誤謬の定義 誤謬の種類 名辭の誤謬 命題の誤謬 演繹法の形式的誤謬 歸納法に關する誤謬

第二節 撮要……………三三〇—三三九

序説 第一章の撮要 第二章の撮要 第三章の撮要 第四章の撮要 第五章の撮要 第六章の撮要 第七章の撮要 第八章の撮要 第九章第一節の撮要

第三節 附説……………三三九—三四二

論理學の起源 因明及び堅白同異辯 論理學の部門

最新論理學目次終

最新論理學

文學士 渡邊又次郎著

第一章 緒論

第一節 論理學の解

第一 論理學の語源 茲に論理學といへるは英語の「ロジック」を譯出したるものなり。「ロジック」は希臘語の「ロゴス」より來る。「ロゴス」は通常言語の義なり。されども又思想の義にも使用せらる。然るに言語と思想とは二にして一なり。内に在りては之を思想といひ、外に在りては之を言語といふ。而して内は本にして、外は末なること勿論なり。故に論理學はその語源より考ふれば、要するに思想に關する學たるべきこと固より明瞭といふべし。

●論理學の解

論理學の語源

言語、思想

思想に關する

第二 論理學の定義 論理學の定義として從來の學者によりて與へられたるものを見るに、その叙述の異同を措きて考ふれば「思想の法則の學」となすもの最も多し。されどもこれは未だ到らざる所あり。故に更に一步を進めて、左の如く定義するを以て可なりとす。

論理學とは正當なる思想を支配するあらゆる理法に就きて研究する學なり。

「學」とは研究問題に關するあらゆる智識の系統を立てたるものをいひ、「理法」とは廣く多くの事物が之に服従してその存立を完うするを得べき眞理をいふ。「思想」といへるは種々の事物に就きて比較、知了する心的作用を指すと同時に、その作用によりて得らるゝ成果をも意味す。その詳細は次節に於て説明する所あるべし。「正當」にも兩義あり。一は思想中に何たる撞着の事をも包含せざるときに使用せらるゝものにして、他は思想が客觀的事實とも一致するときに使用せらるゝものなり。前者は相對的正當にして、後者は絶對的正當なり。論理學に關

學
理法
思想
正當

する見解はこの語の解釋如何によりて左右せらるゝことあるを看過すべからず。

形式的論理學
及び資料的論理學

第三 形式的論理學及び資料的論理學 若し論理學を單に自家整合の原理のみを研究するものとするときは、之を形式的論理學、純粹論理學又は整合論理學といふ。されども客觀的に實存する眞理を研究するものとするときは、之を資料的論理學又は應用論理學といふ。或學者は論理學は必ず形式的のものたるべしとなし、他の學者は之を以て資料的のものたるべしとなす。されども二者共に一方に僻す。論理學の或部分に於ては形式上の正當なることを研究するを以て主目的とする所あり、他の部分に於ては必ず資料上に於ても正當なることを要求する所あり。而して二者は決して偏廢すべからず。従ひて論理學は當然の事として之を廣義に解するの必要あり。その詳細は後章に至りて自ら明白となるべし。

二者偏廢すべからず

餘論

第四 餘論 實際上なる種々の場合に便宜なる規則又は手段等を

術

(四)

學にして術に
あらず

論理學と他
の諸學との關
係

概説

示して、吾人の研究に對して直接の指導をなすものあり。之を術といふ。或學者は論理學を以て之を術なりとし、他の學者は學にして術を兼ねとなす。されども論理學は正常なる思想に關する一般の理法に就きて研究するを以てその目的とし、決してこの種の煩瑣なる指導を試みんとすることなし。これ學にして術にあらざる所以なり。

第二節 論理學と他の諸學との關係

諸學の學

哲學との關係

第一 概説 論理學は特殊なる事物に關する特殊なる眞理を得べき規則又は手段等を指示するにあらず。あらゆる事物の正常なる思想を普遍的に支配する所の理法に關して研究せんことを務む。故に如何なる學も歸する所この學を離れて成立すること能はず。昔時この學が「諸學の學」と稱せられたるも、亦之が爲なり。されども諸學中、その關係の特に密着なるは哲學、心理學及び言語學等なり。

第二 哲學と論理學との關係 哲學とは一切の經驗に於て豫想し

心理學との關
係

つゝあるものに就きて考察するものにして、實在の性質に關して研究するを以てその目的とす。他の諸學は之に對すれば、單に現象界の特殊なる事實を研究するに過ぎず。論理學は實に兩者の中間に位するの性質あり。何となれば、この學は、一方より見れば、諸學の研究に對して原理となるべきものを供給すれども、他方より見れば、その採る所の終局の假定は、之を哲學の研究に一任するものなればなり。

第三 心理學と論理學との關係 心理學も亦論理學と共に思想の事に關して研究す。故に二學の關係を有すること勿論なり。されども心理學は獨り思想に關するのみならず、尙他の心的現象に關す。即ち一切の心的現象を叙述し、分類し、その性質又は發達の事に關して研究するを以てその目的とす。論理學は思想の事に關するかゝる方面の研究は、之を心理學に一任して、その結果を採用し、單に思想が正常のものたらんが爲に據らざるべからざる所の理法にのみ就きて、之を研究するを以てその主眼とす。

第四 言語學と論理學との關係 論理學は思想の事に關して研究するものなるが、その思想は常に言語として發表せらる。故に言語を代表者として思想の事を論ずるを以て實際上大に便宜なりとす。然るに言語に關して如何にせば思想を完全精確に發表するを得るものなるか等の諸問題に就きて研究する學あり。汎く稱して言語學といふ。故に論理學は言語學と大なる關係を有すること明白なり。されども二學の言語に對する態度は固より異なり。言語學に於ては、言語の形式と雖も、之を研究の主要問題となすものなれども、論理學に於ては、單にその終局の意義をのみ採るを眼目とす。

軌範學 論理學は倫理學及び美學と相並びて、軌範學(標準學)と稱せらるゝことあり。こはその研究の範圍内に屬する事項の合致すべき一定の標準、或は軌範に就きて研究するを以てその性質となすに因る。倫理學が善を、美學が美を研究の對象、即ち目的物とするに對して、論理學は眞を研究するを以てその目的とす。

軌範學

眞、善、美

第二章 思想

第一節 思想の解

●思想の解

概説

高等認識

第一 概説 思想とは事物に關して、比較、概括等を施して、之を知り、心的作用の謂にして、即ち高等なる認識の概稱なり。彼の刺戟に接して直接に生起する知覺又は感覺の如き、又彼の單に過去の經驗の再現に過ぎざる記憶又は想像の如きは、何れもこの種の性質を含むことなし。故に之を思想と稱せず。思想は實に此等のものよりも一層高等なるものなり。

思想の三大別

概念作用

思想は通常概念作用、判断作用及び推論作用の三者に區別せらる。されどもこの語は又此等の作用によりて得らるべき成果、即ち概念、判断及び推論の意義にも使用せらる。左に之を略解すべし。

第二 概念作用 概念作用とは類似せる數多の事物を比較して、その一致せる點、即ち全體の事物に共通なる屬性を發見して、此等の屬性

より成る普通概念を作出する心的作用をいふ。例へば現に人と稱せられつゝある多くのものを比較して、その何れにも共通なる屬性即ち「理性的なること」「言語を有すること」「或形體を有すること」「直立して歩行すること」等の諸點を發見して、單に人といへる普通概念を作出するが如し。この種の普通概念を概念といふ。

概念
判断作用

第三 判断作用 吾人は二箇の事物に關する概念を比較して、その一致又は不一致を發見して、「甲は乙なり又は甲は乙にあらざ」として、之を認識することあるべし。之を判断作用といふ。「馬」と「牛」とを比較して、「馬は牛にあらざ」とするが如き、即ちその一例なり。吾人はこの作用あるによりて天下の事物に關する判断を有するを得。

判断
推論作用

第四 推論作用 一の判断又は多くの判断を本として他の判断に推及するを推論作用といふ。例へば「馬は牛にあらざ」を本として「故に牛は馬にあらざ」とするが如き、又は「人は動物なり」と「余は人なり」との二判断を本として「故に余は動物なり」とするが如し。吾人が天下の事物

推論

に關する推論を有するを得るは、實にこの作用あるによる。

第二節 思想と言語との關係

●思想と言語との關係
思想表出の方法

第一 思想表出の方法 思想は、單に思想として各人の心中に存在するの外種々の方法によりて外界に表出せらる。その中に在りて最も確實にして且つ精密なるものは言語なり。言語は口を以て語らるるものと文字を以て記載せらるゝものとの二種あり。共に固有の長所と短所とを有すと雖も、之を思想を表出する他の方法に比すれば、その優絶せること固より論なし。而して思想には概念、判断及び推論の三種あるが故に、之を表出する言語に於ても亦三種の形式を有すべきこと勿論なり。即ち左の如し。

概念表出の旨

第二 概念表出の言語 概念は事物の名稱たる言語、換言すれば、名詞又は之と同様なる作用をなす所の一切の言語によりて表出せらる。

例へば「馬」學校「演説」の筆記等の概念が「馬」學校「演説」の筆記等の言語によ

名辭

判斷表出の言

りて表出せらるゝが如し。この種の言語を稱して名辭といふ。

第三 判斷表出の言語 判斷は二箇の名辭とその間の關係を示す言語との結合せるものによりて表出せらる。例へば「馬は牛にあらず」とする判斷は「馬は牛にあらず」といへる言語によりて表出せらるゝが如し。この種の言語を稱して命題といふ。

命題
推論表出の言

第四 推論表出の言語 推論は基礎となる一箇又は多くの命題とこれより推及せらるゝ命題との結合せるものによりて表出せらる。この種の言語を稱して論式といふ。

論式
言語の効用

第五 言語の効用 思想は何れも或種の言語によりて表出せらるること上述の如し。而してこの表出の人生に與ふる効用は實に偉大なるものあり。その主要なるものに三あり。(一)思想の傳達、(二)思想の記録及び(三)思想の分解及び結合、即ちこれなり。

言語は思想を代表する記號なるを以て、吾人はこの記號の媒介によりて自身の思想を他人に傳へ、又他人の思想を自身に達せしむること

思想の傳達

思想の記録

を得、之を思想の傳達といふ。思想は文字によりて表出し、之を後代

に遺し、又は遠隔の地に通ずることを得。之を思想の記録といふ。複雑なる思想も、一の思想としては、固より一の渾一體なり。されども之を

思想の分解及び結合

を表出するに當りては、一般に多くの言語を使用す。故に言語の媒介によりて複雑なる思想を個々の言語に對する單純なるものの結合より成るものとして分解することを得べし。又單純なる思想を表出する言語を結合して、複雑なる言語を作り、之に該當するものとして複雑なる新思想を創出することを得べし。かくの如きは吾人の日常經驗しつゝある所にして、之を思想の分解及び結合といふ。

人文發展の一大利器

言語の効用は實に以上の如し。吾人が社交なることを完全に果すことを得ると同時に、過去、未來及び遠隔の人々と聯絡を有する思想上の活動をなすことを得るは、實に之が爲なり。要するに、言語は、人文發展の一大利器なりといふも、決して過言にあらず。

言語に對する態度

第六 論理學の言語に對する態度 論理學は思想の事に關して研

究するものなれども、思想は言語によりて表出せらるゝが故に、亦言語に關するものと見るを得べきこと、前に説けるが如し。されども茲に注意すべきは、論理學に於て言語を論ずるは、言語學に於て之を論ずると、その主とする所を異にす。論理學に於ては、言語學の研究の主題たる文字の形狀、文章の構造等の如き事項に關しては、全く之に接觸せず、單にその言語が現に代表しつゝある所の意義をのみ探りて、之を論ずるをその性質とす。されば表面上に於ては、言語に就きて論じつゝあるにもせよ、歸する所は、天下の事物に關する思想、それ自身に就きて論じつゝあるものにして、言語の如きは、實際の便宜上より之を假用するものに過ぎざるなり。

第三節 思想の法則

●思想の法則

第一 正當なる思想の根據 家屋が完全なる家屋として成立するには、その基礎を要するが如く、思想が正當なる思想として成立するには、

正當なる思想の根據

亦確固たる或根據を必要とす。若しこの種のものなしとせば、正當なる思想と不正當なる思想とを辨別すべき理由の存せざることとなるべし。この根據を名けて思想の法則といふ。されば思想の法則とは、思想が之に合致すれば、正當なるものとして採用せられ、之に違反すれば、不正當なるものとして排斥せらるべき標準、或は軌範となるもの、義に外ならざるなり。

思想の法則

思想の法則の種類及び性質

第二 思想の法則の種類及び性質 思想は、概念たると判断たると、推論たるとを問はず、一定の法則によりて支配せらる。而してその法則は固より多數なり。されども之を大別すれば二種とするを得。一は根本的たるの性質を有し、その應用の範圍の普遍的なるもの、他は枝葉的たるの性質を有し、その應用の範圍の特殊的なるものなり。前者は原則にして、後者は副則なり。而して茲に論せんとするは専ら前者にのみ關す。後者に就きては、必要なる場合に至りて、別に之を論ずべきなり。

思想の原理

(二四)

思想の原理は又之を思想の原理といふ。これは副則を説明すべき終局の標準なれども、それ自身を説明すべき他の理法を有することなし。故にその性質は當然の事として自明的ならざるを得ず。又この原理は思想の資料即ち思想の關する事實の如何に拘らず、苟しくも一種の思想と稱すべき心的作用の形式を有するものならんには、歸する所、必ず之に適用せらるべきものなり。故に普遍的にして又必然なることを以てその性質となす。

思想の原理に關する異説

第三 思想の原理に關する異説 思想の原理に關しては從來異説あり、論理學に關する見解の異同もかゝる異説を惹起すべき一理由たるは勿論なり。又原理それ自身は同一なるにもせよ、論理學中に於ける位置に就きて、その説の同じからざるものあり。されども今は此等の事に就きて詳論すべき餘地なし。本書に於ては、その主持する見解に基きて、思想の原理に下記の四者あることを認め、且つ之を本章に於て論せんとす。即ち(一)同一律、(二)矛盾律、(三)排中律及び(四)充足律これ

本書の見解

なり。

同一律

第四 同一律 同一律とは同一なる事物に關する思想の原理にして、如何なる事物も自身に同じとすることを示すものをいふ。之を公式を以て示すときは「甲は甲なり」「乙は乙なり」となる。即ち人を以て人なりとし、馬を以て馬なりとするは、實にこの原理による。

矛盾律

第五 矛盾律 矛盾律とは互に矛盾する事物に關する思想の原理にして、如何なる事物も或物たり、又その或物たらざること能はずとすることを示すものをいふ。之を公式を以て示すときは「乙は甲たり、又甲たらざること能はず」となる。即ち鯨を以て魚なると共に、非魚なりとすとするは、能はざるが如き、その一例なり。この原理は更に約述して、如何なる事物もその事物にあらざるものにあらざり、即ち「甲は非甲」「甲にあらざるもの」に「あらざり」「乙は非乙」に「あらざり」とするを得。「人は非人」にあらず、「馬は非馬」にあらずとするが如き、實にこの原理による。

排中律

第六 排中律 排中律とは互に矛盾するものの中に位するもの

なきことに關する思想の原理にして、如何なる事物も必ず或事物か然らずんばその事物にあらざるものかの一にして、決してその中間に位するものたることなしとのことを示すものをいふ。之を公式を以て示すときは、乙は甲か非甲かなりとなる。「鯨は魚か非魚かなり」「某は英國人か非英國人かなり」とするが如き、實にこの原理による。

三律間の關係

第七 三律間の關係 以上の三律は全然無關係のものにあらずして、互に補充的の性質を有し、單にその主とする所を異にするに過ぎず。従ひて毫も撞着なることあることなし。同一律は、甲に關して、甲は甲なりとのことを説くを主とすれども、甲と非甲との間に如何なる關係あるかは直接に毫も説く所なし。然るに矛盾律は、この方面に就きて、甲は非甲にあらずとのことを説くを主とし、甲と甲との間に如何なる關係あるかは直接に毫も説く所なし。又排中律は、更に前二律の直接に説かざる方面に就きて、如何なる事物も甲か非甲かの一に屬し、決して二者の中間に位するが如きものたることなしとのことを説くを主

一大原理の三方面

充足律

とするものなり。されば以上の各律は、更にその説く所を擴充するときは、互に他律の説く所をも許容せざるべからざることとなるものにして、歸する所は、以上の三律を包括したる大原理を、三箇の方面より見て、之を各別に表叙したるものに、過ぎざるものなるを見るべし。

如何なる事物も互に關係す

第八 充足律 充足律とは或現象と他の現象との内面的聯絡に關する原理にして、如何なる事物も、そのかくありて、かくあらざることなき所以の十分なる理由、或は根據を有せざるべからずとのことを示すものをいふ。思想が實際上に於て、絶對的に正當のものたらんが爲には、以上の三律に依るの外、又この原理に據るの必要あり。天下の事實は、何れも孤立的のものにあらずして、彼此互に關係あり。一の現象は他の現象の語を以て之を解釋するを得べし。普遍的に、必然的にこの事をなし得るときは、茲に十分なる理由ありとするを得。「水は熱に遇へば蒸發す」とする判断が正當なる思想として認めらるゝは、かく判断すべき十分なる理由の存するによる。然るに「人は米を食へば死す」と

する判断が不正當なる思想と認めらるゝは、かく判断すべき十分なる理由の存せずして、充足律の説く所に違反するによるなり。

第三章 名辭

第一節 名辭の解

●名辭の解

名辭の意義

第一 名辭の意義 名辭とは、曩に一言せるが如く、概念作用の成果として得らるゝ事物の概念を言語を以て表出したるものなり。吾人は現に人と稱せられつゝ、あるものに就きて、その何れにも共通なる屬性を執へて、人の概念を作成するときは、この概念を表出するに、人といへる言語を使用しつゝ、あるは事實なり。これ即ち名辭なり。されども人といへる言語は又一切の人々をそれ自身を指示する稱呼としても使用せらる。吾人が甲某を見ても之を人と稱し、乙某を見ても之を人と呼ぶは、即ちこの事を明示す。されば名辭は、事物の概念を表出する記號としての言語なれども、又その事物をそれ自身を代表するものとも解すべきものと知るべし。

名辭の二義

學者中、以上の二義に就きて、互にその一を採らんとして、辯論するも

觀察點の異同

のあり。されどもこは特に重要視すべき問題にあらず。何となれば、此等の二義は決して無關係のものにあらずして、單にその觀察點の異同より起るものに過ぎざればなり。甲某と乙某とを等しく人と稱することあるは、その實は、彼等の間に共通なる屬性の存するによる。而してかゝる共通なる屬性を有するものとして多くの事物を概括したるもの、これ即ち概念なり。

言語との關係

第二 名辭と言語との關係 名辭の意義にして前述の如しとせば、「人馬植物書籍等の如き名詞、即ち名稱語は當然の事として名辭たらざるを得ず。何となれば、此等の言語は、一方より見れば、概念の記號にして、他方より見れば、事物の稱呼なるを以てなり。又彼「此」「汝」「我」等の如き代名詞も名稱語を代表するものなるが故に、之を名辭として論ずべきは言を俟たず。されども他の言語に關しては、尙多少の研究を要すべきものあり。即ち左の如し。

今此等の言語に就きて考ふるに、これに下の如き三種の場合あるを

副用語、獨用

見る。第一は他の種々の言語と相合して一の名辭を構成する材料となる場合なり。例へば「某氏より發したる通信」といふが如き多くの言語より成る名辭中に於ける「より」「發し」「及び」「たる」の如し。この種の言語は之を副用語と稱し、それ自身に於て常に名辭たるもの、即ち獨用語と區別せらるゝことあり。第二は文章上に於て名稱語と全く同様の意義に使用せらるゝ場合なり。例へば「嗚呼は感歎を表す詞なり」といへる文章中に於ける「嗚呼」の如し。何となれば、この場合に於ては「嗚呼」は感歎を表すことを義とせずして「嗚呼」といへる語、即ち一の名稱語の意義に使用せらるゝものなればなり。第三は言語中に名辭たるべき部分を含むものとして論ずべき場合なり。例へば「鳥は啼く」といへる文章中に於ける「啼く」の如し。何となれば、この場合に於ては「啼く」は之を分解して「啼くもの」といへる名辭と「なり」といへる言語とより成るものとして、之を論ずることを得べければなり。

更に一步を進めて論ずるときは、如何なる言語も、場合の如何により

如何なる言語
も名辭たるを得

て名辭たらざるものなしといふを得。何となれば第一及び第三の場合に於ける言語と雖も、若し第二の場合の如く使用せらるゝときは、當然名辭として論ぜざるべからざればなり。されば言語は一の事物の名稱として又は之を代表するものとして、換言すれば、一種の概念を表出するものとして使用せらるゝものならんには、如何なる種類の言語たるに論なく、又その言語が一箇のものより成ると多數のものとの集合より成るとに拘らず、悉く一の名辭として之を論ずべきものと知るべきなり。

●名辭の區分

區分の諸方法

第二節 名辭の區分

第一 區分の諸方法 名辭は、觀察點を異にするによりて種々に之を區分することを得。例へば名辭を構成する言語の箇數の點より見て、之を區分するときは、一切の名辭は一箇の言語より成るものと多數の言語より成るものとの二種となすべく、又名辭の適用せらるべき事

五種の區分

物の單複の點より見て、之を區分するときは、一切の名辭は一箇の事物に適用せらるゝものと多數の事物に適用せらるゝものとの二種となすべきが如し。茲には名辭の區分として左記の五種を擧げて、之を説明せんとす。此等諸種の區分は互に獨立せるものにして、何れも一切の名辭を包括せるものなるは勿論と知るべし。

一語名辭及び
數語名辭

- (一) 一語名辭と數語名辭との二種となすもの
 - (二) 單稱名辭と通稱名辭との二種となすもの
 - (三) 積極名辭と消極名辭との二種となすもの
 - (四) 具體名辭と抽象名辭との二種となすもの
 - (五) 相對名辭と絶對名辭との二種となすもの
- 第二 一語名辭及び數語名辭 名辭は、之を組成する言語が一箇なるか、又は然らざるかの點に基きて區分せらるゝときは、一語名辭及び數語名辭の二種となる。

一語名辭とは單に一箇の言語のみより成る名辭をいふ。「人」「馬」「空」「時」

等の如し。數語名辭とは二箇又は以上の言語の集合より成る名辭をいふ。「殺人」「馬上の旅行」「青空に輝ける無数の星辰」「金州丸にて軍隊を滿洲に送る時等の如し。

單稱名辭及び通稱名辭

第三 單稱名辭及び通稱名辭 名辭は、單に一箇の事物にのみ適用せらるゝか、又は然らざるかの點に基きて區分せらるゝときは、單稱名辭及び通稱名辭の二種となる。

單稱名辭とは單に一箇の事物にのみ適用せらるゝ名辭をいふ。「豊臣秀吉」「利根川」「日本國」「千九百七年年末に於ける北米合衆國の大統領等の如し。通稱名辭とは同一の意義を以て廣く多くの事物、詳言すれば一部屬をなせる事物に適用せらるゝ名辭をいふ。「人」「川」「國家」「主權者等の如し。

集合名辭

學者中、以上二種の外に集合名辭といへるものを説くものあり。こは文法學上に於ける名詞の區分より來れるが如し。集合名辭とは多くの同等なる個體の集合して一全體を形成せる事物の稱呼たる名辭

をいふ。「艦隊」「國民」「茶等の如し。されども此等の名辭は何れも同種の一全體に等しく適用せらるゝものなるが故に、固より通稱名辭なり。又若し此等の名辭に制限を附して「日本國の第一艦隊」「此國民」「烏龍茶」となすときは、當然の事として單稱名辭となる。従ひてこの種の名辭は、論理學上に於ては特に之を説くの必要を認めず。

積極名辭及び消極名辭

第四 積極名辭及び消極名辭 名辭は、直接に或屬性の所有又は存在を意味するか、又は然らざるかの點に基きて區分せらるゝときは、積極名辭及び消極名辭の二種となる。

積極名辭とは直接に或屬性の所有又は存在を意味する名辭をいふ。「人」「馬」「白」「快活等の如し。消極名辭とは直接に或屬性の所有又は存在を意味せざる名辭をいふ。「非人」「非馬」「非白」「非快活等の如し。

缺性名辭

學者中、以上二種の外に缺性名辭といへるものを説くものあり。缺性名辭とは普通には或屬性を所有すべき事物に於て現にその存在しつゝ、あらざることを意味する名辭をいふ。「聾者」「盲者等の如し。され

ども此等の名辭は、一方に於ては、現に或屬性の存在せざることを意味すれども、他方に於ては、現に他の屬性を所有しつゝあることを意味す。故に見解の如何によりて便宜に之を處理するを得、必ずしも以上二種のものと之を鼎立せしむるを要せざるべし。

具體名辭及び抽象名辭

第五 具體名辭及び抽象名辭 名辭は一全體として獨立的に成立する事物を指示するか、又は然らざるかの點に基きて區分せらるゝときは、具體名辭及び抽象名辭の二種となる。

具體名辭とは一全體として獨立的に成立する事物を指示する名辭をいふ。「時計」「學校」「菅原道真」「露戰争」等の如し。抽象名辭とは一全體として獨立的に成立する事物の有する屬性中より抽出したるものに命名せられたる名辭をいふ。「色」「形」「個人性」「白きこと」「正方形たること」合理的なること等の如し。

相對名辭及び絕對名辭

第六 相對名辭及び絕對名辭 名辭は、他の名辭と一對として成立し、相互にその意義を決定する關係を有するか、又は然らざるかの點に

絕對、相對の意義

基きて區分せらるゝときは、相對名辭及び絕對名辭の二種となる。相對名辭とは他の名辭と一對として成立し、相互にその意義を決定するの關係を有する名辭をいふ。「親」「夫」「上」「長」「原因」「治者」等の如し。此等の名辭に對して一對をなすものは、即ち「子」「妻」「下」「短」「結果」「被治者」等これなり。絕對名辭とは他の名辭と相互にその意義を決定するが如き關係を有せずして、それ自身に於て成立する名辭をいふ。「梅」「鶯」「金剛石」「太陽」等の如し。絕對名辭は又一に非相對名辭といふ。

この區分に就きては一の注意すべきものあり。嚴格に論ずれば、名辭は何れも相對にして、絕對なるものあることなし。何となれば、一の名辭はその名辭にあらざるものと對立して、始めて一の名辭たるを得るものなればなり。例へば「梅」又は「金剛石」の如き名辭も、他の名辭と區別せらるべき一の名辭として成立するには、「非梅」又は「非金剛石」を豫想せざるべからざるが如し。されどもこの區分に於て相對といへるは、特に一對の言語をなすを指すものにして、絕對といへるは、かゝる言語

をなさざるを指すに過ぎずと解せざるべからず。故に絶対は即ち非相對なりと知るべし。

餘論の一

第七 餘論の一 以上の外、名辭はその言語が單に一義を有するか、

一義名辭

數義名辭

又は然らざるかの點に基きて、一義名辭及び數義名辭の二種に區分せらるゝことあり。一義名辭とは單に一箇の意義をのみ有する言語より成る名辭にして、「人」「魚」「電信線」「專賣特許等」即ちこれなり。數義名辭とは二箇又は以上の意義を有する言語より成る名辭にして、地名、人名及び人を意味する「漢」の如き、又は桐、蔦、錐、切等の意義を有する「きり」の如き、即ちこれなり。

一の名辭は二義を有す

この區分は言語上に於ける一種の區分となし得ざるにあらず。されども名辭の區分としては固より不適切なり。何となれば、如何なる名辭も、一の名辭としては、常に唯一の意義を有し、一種の概念をのみ表示するものならざるべからざればなり。即ち一の名辭は必ず一義たるべく、決して數義のものあるを許すべからざるなり。論理學に於て

は同一なる言語より成る名辭と雖も、その現に表示する意義に於て相違するときは、固より之を別箇の名辭として處理せざるべからざるものと知るべし。

餘論の二

第八 餘論の二 名辭は又内包名辭及び非内包名辭の二種に區分

せらるゝこと一般なり。されどもこは次節に於て研究すべき名辭の外延及び内包といへることを明瞭にしたる後にあらずんば十分に了解し難き問題なるのみならず、之に關しては學者間にも一二の異說ありて、簡單に之を論述し去るを得べからざるものあり。これ本節に於て區分の一種として之を説明せざる所以なり。

餘論の三

第九 餘論の三 終に臨みて、一の名辭と他の名辭との關係を示す

べき正反對及び反對といへる二語に就きて一言せざるべからず。

若し二箇の名辭が彼此相容れざるもの、即ち一を取れば他を捨つべく、一を捨つれば他を取るべき關係を有するものなるときは、一を他に對して正反對(或は矛盾)名辭といふ、「動物」と「非動物」との如き、「戦争」と「非

正反對名辭

反對名辭

戦争との如き「卒業」と「非卒業」の如き、一般に論ずれば「甲」と「非甲」の如き、即ちこれなり。然るに若し二箇の名辭が分量又は程度に關する事物の同一系列中に於ける兩極端を表示するものなるときは、一を他に對して反對名辭といひ、又時としては背反名辭ともいふ。「賢」と「愚」の如き、「大」と「小」の如き、「長」と「短」の如き、「黒」と「白」の如き、即ちこれなり。この場合に於ては、二名辭の何れにもあらざるもの存在を認むることを得るを以て、二者の一なるときは他にあらざるは勿論なるにもせよ、一にあらざるときは必ず他なりとは斷ずべからざるの關係を有するものなり。

正反對と反對との混同

正反對と反對との異點は實に上述の如し。然るに人往々此等の二者を混同視して、敢て顧みざるものあり。かくの如きは「賢」にわらずば必ず「愚」なりとし、「大」にわらずば必ず「小」なりと斷せんとするものにして、「賢」と「愚」の外に「凡庸」の存し、「大」と「小」の外に「中」の存することあるを考へざるものなり。不精確なる思想にあらずして何ぞや。

●名辭の外延及び内包

の外延及び内包の定義

同意語

一の名辭の適用せらるべき事物

一の名辭の適用せらるべき事物の共有する屬性

第三節 名辭の外延及び内包

第一 外延及び内包の定義 名辭の定義は、曩に與へたるが如しと雖も、尙精密に之を了解せんとするには、二箇の方面より考察するの必要あり。一は名辭の外延にして、他は名辭の内包なり。前者は又指示又は廣さ等の同意語によりて示され、後者は又含蓄又は深さ等の同意語によりて示さるゝことあり。

名辭の外延とは、一の名辭が同一なる意義に於て適用せらるべき事物の一切をいふ。「動物」といへる名辭が同一なる意義に於て適用せらるべき事物は即ち人、禽、獸、蟲、魚等なり。故に「動物」の外延は此等のものによりて形成せらる。名辭の内包とは、一の名辭が同一なる意義に於て適用せらるべき一切の事物によりて共有せらるゝ屬性の一切をいふ。「動物」といへる名辭が同一なる意義に於て適用せらるべき事物即ち人、禽、獸、蟲、魚等によりて共有せらるゝ屬性は即ち「生物たること」自ら

身體を運動すること等なり。故に「動物」の内包は此等の屬性によりて形成せらる。

外延及び内包に關する異説

名辭の外延及び内包の事に關しては、種々の點に於て、學者の異説あり。さればその解釋を自身に就きてすら、前に述べたるものと一致せざるものあり。或學者は内包を解して、その名辭によりて直接に含蓄せらるゝ屬性の一切なりとし、更に詳述して、これは決してその名辭が同一なる意義に於て適用せらるべき事物の共有する屬性の一切をいふにわらずして、單に之を有すると否とがその名稱、即ち名辭を與へ得ると否とを決定すべき根據となる所の屬性のみを指すに在りとなす。これ亦一の見解たるは論なし。されどもこの説は一の名辭の含蓄する一切の屬性を擧示することの實際上に於ける困難あるを見て、單に重要な屬性にのみ對して之を内包と稱すべしとしたるに過ぎず。換言すれば、單に内包の意義に對して、不要の制限を附したるものに外ならず。従ひて特に重要な一説として之を考究するの必要を認めざるなり。

各名辭と外延及び内包との關係

名辭は外延を有せざるものなし

ざるなり。

第二 各名辭と外延及び内包との關係 名辭は何れも外延及び内包の兩者を有するか、又は然らざるか。この問題に對する答案は學者によりて多少の異同あり。されども如何なる名辭と雖も外延を有せざるものなきは固より明白にして、何人もこれに異論を狭むべきにあらず。何となれば、名辭はその性質上必ず一種の事物を指示すべき記號に外ならざること、曩に既に説明せる所なればなり。されば茲に決すべき問題は名辭は何れも内包を有するか、又は然らざるかといへること、之に對して學者は普通に左の如き二種の別ありとするの說をなす。

(一) 外延及び内包を有するもの

(二) 單に外延のみを有するもの

彼の「内包名辭」と稱せらるゝは前者に該當し、「非内包名辭」と稱せらるゝは後者に該當す。

内包名辭及び非内包名辭

内包名辭

内包名辭といへるは例へば動物の如し。この名辭は前に説けるが如く、一方に於ては、人禽、獸、蟲、魚等を指示するものとして解すべく、他方に於ては「生物たること」自ら身體を運動すること等の屬性を含蓄するものとして解すべし。故に外延を有すると共に内包をも有すること明白なり。「人」植物「寒暖計」等の如き亦この中に屬す。

非内包名辭
固有名詞

非内包名辭として學者の擧ぐる所を見るに、これに二種あり。その中の一種は「頼朝」「鎌倉」等の如き固有名詞なり。その説明に以爲へらく、此等の名辭は單に一の人名又は地名等を指示するのみにして、如何なる屬性をも含蓄するを見ず。何となれば、此等の名辭は無意義の記號にして、何れの人、何れの地等にも與へらるゝことを得べきものなるを以て、固より一定せる屬性を有するものにあらざればなりと。他の一種はこの花の色「正方形」たること等の如き單一なる屬性を指示する抽象名辭なり。その説明に以爲へらく、抽象名辭は固より屬性の名稱なれども、これに通稱的なるものと單稱的なるものと別あり。而して

單稱的なる抽象名辭

「色」形等の如き通稱的なるものは、彼の「動物」「人」等の如き名辭と等しく、多くの色又は形等に適用せらるゝものなるが故に、此等の事物によりて共有せらるゝ屬性は、即ちその名辭の内包なり。従ひてこの種の名辭は之を内包名辭として論ずるを得。されども前例の如きは單に最簡なる一種の屬性を指示するに止まるを以て、その中に含蓄せらるゝ屬性としては何物をも考ふること能はず。故にこの種の名辭は之を内包を有せざるもの、即ち非内包名辭と認むべきものなりと。

前項に對する批評

第三 前項に對する批評 論者が非内包名辭といへるものに就きて論ずる所を考ふるに、或點より見れば全く非理なるにあらざるは論なし。されども決して之を完全なるものと認むべからず。特に人名、地名等は内包を有せずとなせるが如きは、實に名辭と言語との混同より起りたる誤解なり。同一なる人名又は地名等が何れの人、何れの地等にも與へらるゝことあるは事實なり。されども若し茲に人名又は地名等としての一の名辭ありとせば、これは既に一種の事物を指示し、一

名辭と言語との混同

種の概念を表示しつゝあるものと解せざるべからず。縦ひ同一の言語を以て示されたる人名又は地名等の存するにもせよ、その指示する事物の現に相違しつゝあるものなるときは、これは既に同一なる名辭にわらずして、固より他の意義を含蓄するものなり。この概念といひ、意義といへるは、即ちその名辭の内包に外ならざることを看過すべからず。されば人名又は地名等としての名辭と雖も、決して無意義の記號にあらざるは勿論、反りて、人又は地等の如き通稱名辭よりも一層精密なる屬性を有するものといはざるべからず。何となれば、人又は地等の一般に有する屬性の外に、特にその人又はその地例へば頼朝又は鎌倉等に固有せる屬性をも含蓄するものなればなり。さればこの種の名辭が單に外延のみを有して、内包を有せずとするが如きは、固より淺見なりといふべし。

人名地名等の
限名辭も内
包を有す

又前に例示せる抽象名辭に就きて考ふるに、この種の名辭はそれ自身に於て一箇の最簡なる屬性の名稱なるが故に、その中に含蓄する屬

外延と内包と
は名辭を理解
する二方面な
り

性として舉示すべきものなしとするは、決して一理なきにあらざるが如し。されども名辭の外延といひ、内包といへるは、吾人が名辭を理解する二箇の方面なることを忘るべからず。その名辭の指示する事物としての方面より見て、之を外延といひ、その事物の含蓄する屬性としての方面より見て、之を内包といふなり。されば前例の如き抽象名辭と雖も、これに外延の存することを認め得る以上は、亦當然の事として、その内包あることを許さざるべからず。唯この場合に於ては、その外延最小にして、唯一の事物を指示すると同時に、その事物の含蓄する屬性もその名辭それ自身によりて直に之を理解捕捉し得るの事實あるに過ぎず。この事實は、この種の名辭が他の名辭と或異點を有することを示すものたるは論なしと雖も、決して内包なきことの事實を示すものと認むべからざるなり。

之を要するに、名辭中、外延のみを有して、内包を有せざるものありとするは、或は名辭と言語とを混同し、或は單に名辭の一面をのみ見て、そ

の説を立てたるものなり。嚴格に論ずれば、名辭はその種類の何たるに拘らず、歸する所、外延及び内包の兩者を有せざるものなしと解するを以て最も妥當なるものと認むべきなり。

外延と内包との關係

第四 外延と内包との關係 名辭の外延と内包とは密着の關係を有し、その間に重要な規則あり。今若し「動物」といへる名辭が從來「植物」といへる名辭の適用せらるべき事物をも指示することとなりて、その外延を大ならしむることありとせよ。然るときは從來「動物」の有したる内包中より自ら身體を運動すること等の屬性を除去したるものを以てその内包となすに至る。されども若し之に反して、從來單に「四足獸」といへる名辭の適用せられたる事物のみを以て「動物」の指示すべき一切のものとして、その外延を小ならしむることありとせよ。然るときは從來有したる内包の外に「四足なること」「毛を以て掩はるること」等の屬性を増加したるものを以てその内包となすに至るべし。此等の事實によりて示されたるものを一箇の規則として叙述する

外延内包間の規則

ときは、即ち左の如し。

外延大となるときは、内包小となり、外延小となるときは、内包大となる。

反對の方面より見て、之を内包大となるときは、外延小となり、内包小となるときは、外延大となる。となすも、亦同じ。

この規則は、更に之を外延及び内包の大小、廣狹を比較し得べき名辭に就きて左の如く説明するを得べし。

全「人」と「東洋人」といへる二名辭を比較するに、「人」の外延は固より「東洋人」の外延よりも大なり。されども内包の點に於ては全く之に反す。何となれば、「東洋人」はその名辭の適用せらるべき事物によりて共有せらるゝ屬性の一切を以てその内包となすものなるが故に、その内包中には當然の事として「人」の内包、即ち一切の人々の共有する屬性の外に、特に東洋人たるが爲に有する或種の屬性をも含蓄しつゝあるものなればなり。然るに「東洋人」と「日本人」とを比較すれば、「東洋人」の外延は「日

規則の表示

本人の外延よりも大にして、その内包は反りて日本人の内包よりも小なること、上述せる所を推して固より明瞭なり。この關係は日本人と九州人との間、又は九州人と薩摩人との間に於ても全く同一なり。此等の名辭間に於ける關係は容易に上記の規則の正當なることを明示するものといふべし。今此等の關係を理解し易からしめんが爲に、符號を以て之を表示すれば、左の如し。

名	辭	外	延	内	包
(人)		甲	乙	丙	丁
(東洋人)		甲	乙	丙	丁
(日本人)		甲	乙	丙	丁
(九州人)		甲	乙	丙	丁
(薩摩人)		甲	乙	丙	丁

規則の誤解

この規則は往々にして誤解せらるゝことあり。外延と内包とは互に反比例を以て増減すとなすが如き、即ちその一なり。されどもこは

この規則は單に傾向を示すのみ

●區分及び定義

序説

固より非なり。外延と内包とに關しては、一方の増加が他方の減少を同伴し、一方の減少が他方の増加を同伴するを一般の事實とすること上に説明せるが如し。されども精密に論ずるときは、一方の増減が直に他方の増減に影響せざるが如き場合なきにあらざることを知らざるべからず。一子の新に出生したるが爲に、人の外延の増加することあるにもせよ、その内包の必ずしも常に減少するものにあらざること、は之を證明すべき一例なり。さればこの規則は單に大體の傾向を指示するものとして之を見るべし。決して數學的精確を有するものとして考ふるが如きことあるべからざるなり。

第四節 區分及び定義

第一 序説 名辭の外延及び内包に或關係を有する事項にして、二箇の重要なものあり。一は區分にして、他は定義なり。

如何なる名辭たるを問はず、吾人にしてその意義を了解することあり

らば、必要に應じてその外延を分解することあるべく、又その内包を表
叙することあるべし。前者を區分といひ、後者を定義といふ。此等二
者の事を論ずるに當りては、豫め多少の研究をなすべきものあり。そ
の中の主要なるものは類種及び特異性の三者、即ちこれなり。

類種

類と種とは相對的にして、一を措きて他を説明し難し。類とは事物
の、小なる部、屬の、集、合によりて、成、立、す、る、大なる部、屬をいひ、種とは類、即
ち大なる部、屬の中に包、含、せらるゝ、小なる部、屬をいふ。類中の各種は
相互に共通なる屬性を有すること勿論なり。これは類の内包を構成す。
各種は類の内包の外に自身を他種と區別すべき特殊なる屬性を有す。
之を特異性と稱す。「動物」を類とするときは、人、禽、獸、蟲、魚等はその種に
して「人」を類とするときは、日本人、支那人、英國人、米國人等はその種なり。
又「人」の禽、獸、蟲、魚等と區別せらるべき特殊なる屬性は「人」の特異性にし
て、「日本人」の支那人、英國人、米國人等と區別せらるべき特殊なる屬性は
「日本人」の特異性なり。

特異性

區分の解

區分と定義とは此等の事項と密着の關係を有すること下に説く所
によりて明瞭なり。

有形的區分

第二 區分の解 單に區分といふときはこれに多くの意義あり。
大別して三種とするを得。第一種は有形物を之を構成する種々の部
分に分割するものにして、精確には之を有形的區分といふ。例へば植
物を幹、根、枝、葉等に分解するが如し。第二種は事物をその含蓋する多
くの屬性に分解するものにして、精確には之を無形的區分といふ。例
へば動物をその形狀、大小、重量等に分解するが如し。

無形的區分

論理的區分

以上二種の區分の外に第三種として尙一の區分あり。論理學に於
て區分といへるは實にこの種のもの指す。往々論理的區分と稱せ
らるゝことあるは、之を他の區分と區別せんが爲なり。この區分は、前
に一言せるが如く、名辭の外延を分解することをいふ。されども茲に
一の注意すべきは、外延の分解といへるは、必ずしもその外延中に屬す
る箇々の事物を逐一列挙することを意味せずとのこと、即ちこれなり。

外延の分解

被分者及び區分者

區分の基礎

區分の規則

與へられたる名辭を類として之を構成する多くの種に分解すること、これ實に區分の眞義なり。この場合に於て類の位置に立てる名辭は、之を被分者といひ、種の位置に立てる名辭は、之を區分者といふ。而してかくの如く類を種に分解するに當りては、必ず一定の主義又は根據となるものに準據せざるべからず。之を區分の基礎といふ。例へば「人」を「日本人」「支那人」「英國人」「米國人」等に區分するは國籍を基礎とするものにして、之を「軍人」「教育者」「農業家」「工業家」等に區分するは職業を基礎とするものなるが如し。

第三 區分の規則 一の名辭を精確に區分せんとするには、その外延中に屬せざるものは、一物と雖も之を挿入すべからざるは勿論なると同時に、その外延中に屬するものは、一物と雖も之を遺漏すべからず。換言すれば、區分者の一切と被分者とはその大小廣狹の點に於て全然同一なることなかるべからず。又同一なる名辭と雖も、現に採る所の基礎の如何によりて、種々に之を區分するを得べしと雖も、一の區分を

十字區分

なすに當りては常に一の基礎に従ひて之を完了せざるべからず。若し「人」を區分して「日本人」「支那人」「著述者」「工業家」「黄色人」「頑冥者」等となすとあらば、此等の區分者は彼此交叉することとなりて、同一物をも再三列擧するが如き結果を呈するに至るべし。かくの如きは通常十字區分と稱せらるゝものにして、論理的區分の精神に背反す。以上の如くなるを以て區分には二箇の重要なる規則あり。即ち左の如し。

第一則

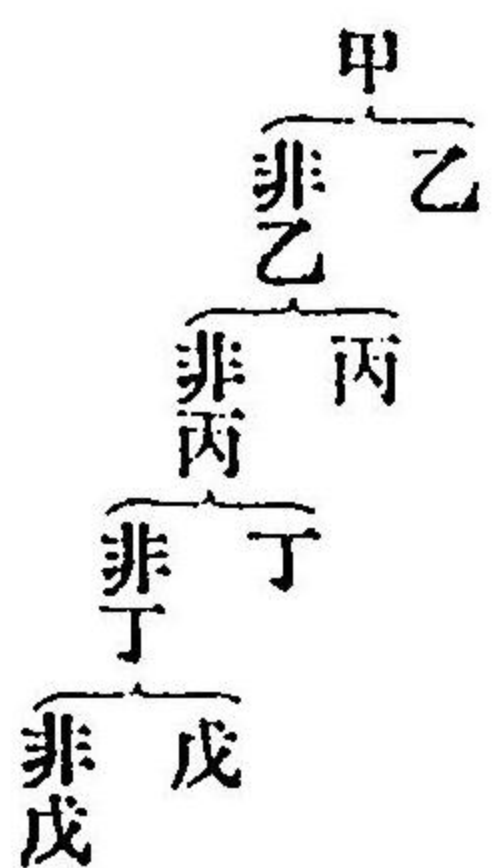
第二則

二分法

第一則 區分者と被分者とはその外延を同一にせざるべからず。
 第二則 一の區分は必ず一の基礎に據らざるべからず。
 學者中、尙他に二三の規則を立つるものありと雖も、此等の二則に對すれば何れも不重要な細則に過ぎず。故に今之を論ぜず。
 第四 二分法 一の名辭を類として、之を構成する一切の種を列擧し、以て完全なる區分を行ふことは、實際上の事實としては、固より大に困難なり。何となれば、かくの如きは、その區分者の事に關する資料上

便宜なる區分
法

の智識を有するの必要あるを以てなり。然るに茲に又一の便宜なる區分法あり。そは單に一箇の種を知るのみを以て、思想の原理に従ひて正常に類の區分を果し得るものにして、之を二分法といふ。二分法とは類としての一の名辭を分解して、その中に屬する種としての一の事物とその事物にあらざるものとの二者となすものをいふ。例へば「動物」を「人」と「非人」との二者とし、「人」を「日本人」と「非日本人」との二者となすが如し。この區分法は、區分の性質又は目的より見れば、多少の批評すべきものの存すべしと雖も、矛盾律及び排中律に準據して成立するものなるが故に、その正確の區分たることは、決して否定すべからざるなり。今この方法の系列をなせるものを表示すれば、左の如し。



系列をなせる
二分法

定義の解

第五

定義の解

定義といへる語は、從來廣義に解せられ、これに多

内包の叙出
論理的定義

實際上に於ける
定義の困難

定義の目的

くの種類ありとして區分せらるゝことあり。されども論理學に於ては名辭の内包を叙出すること、即ちその名辭の適用せらるべき事物に共通なる屬性の一切を表示することを以て真正なる定義、即ち論理的定義なりとし、之を論理的區分と對峙するものとす。この作用の成果として得らるゝものも亦之を定義と稱す。而して名辭の内包を遺漏なく叙出せんとするには、その名辭の適用せらるべき一切の事物に就きて十分なる觀察を遂げ、比較研究をなし、並に抽象及び概括をなすの必要あり。故に一の名辭に對して與へらるべき定義の正、不正又は適不適の如きは、その名辭に關する資料上の特別なる智識あるにあらざれば、之を判断することを得べからざるものと知るべし。

定義は一の名辭の意義を決定し、之を他の名辭と明確に區別せんとするの目的に供せらる。されば定義は上述の如く定義せらるべき名辭の一切の内包を叙出すべきものなるにもせよ、苟も能くこの目的を

類と特異性とより成る定義

果すことを得ば、必ずしもかくの如く嚴格なる要求をなすを要せざる
ことあるべし。強ひて一切の内包を敍出するが如きは、徒に煩瑣に涉
るの嫌なしとするを得ざるなり。故に一層簡便なるもの、詳言すれば、
類と特異性とを合して作成せらるゝものを以て、實際上に於ける正當
なる定義として之を許容するを普通とす。例へば「人の定義を下すに
は、人の屬する類たる『動物』と、人が動物中に於ける他の種と區別せらる
べき特異性たる『理性的なること』とを發見し、二者を合して『理性的動物』
となすが如し。この方法は名辭の内包を直接に遺漏なく叙出するも
のにわらざるは勿論なれども、歸する所、他の名辭と明確に區別するに
足るべき重要な屬性を表示するものに外ならずとして之を認むる
を得べし。これ實際上に於ける正當なる定義として學者によりて一
般に承認せらるゝ所以なり。

定義の規則

第六 定義の規則 佳良なる定義を得んが爲に必要なる規則とし
て遵守すべきものに左の如き四箇のものあり。

第一則

第一則 定義は定義せらるべき名辭の内包を遺漏なく叙出せざ
るべからず。

第二則

第二則 定義は定義せらるべき名辭よりも一層明瞭ならざるべ
からず。

第三則

第三則 定義は定義せらるべき名辭と同一又は同意義の名辭に
よりにて成立すべからず。

第四則

第四則 定義は肯定たることを得る場合に於て否定たるべから
ず。

第一則は實際
には多少の變
更を要す

第一則は定義の性質に關するものにして、最も重要な規則なれど
も、その實は單に可能なる場合に於てのみ之に準據すべしと要求し得
るに過ぎず。故に實際上に於ては一般に

定義は定義せらるべき名辭の重要な屬性を表示せざるべか
らず。

といへる規則に外ならざるものとして之を理解す。類と特異性とに

よりて成立する定義は、要するに、この規則に準據するものなり。第二、第三及び第四の三則は何れも定義の實際上に於ける効用を十分に果さしめんが爲の規則に過ぎず。逐一之を説明するの必要を見ず。尙一般の學者は上掲の四則に加ふるに「定義は定義せらるべき名辭とその外延を同一にせざるべからず」といへる一則を以てす。されどもかくの如きは、定義に於ける規則としては、適當にして必要なるものとなすべからず。これ茲に之を掲げざる所以なり。

第四章 命題

第一節 命題の解

●命題の解
命題の意義

第一 命題の意義 命題とは、曩に一言せるが如く、判断作用の成果として得らるゝ事物の判断を言語によりて表出したるものなり。吾人は二箇の概念を比較して、その一致するか、又は然らざるかを認知することあるときは、この作用の成果として得らるゝ判断を或種の言語、即ち文章によりて表出することあり。之を命題といふ。例へば「人は動物なり」の如き、又は「今日は晴天にあらす」等の如き、即ちこれなり。第一例に於ては「人」と「動物」とは共に名辭にして、「なり」は二者の一致することを指示する言語なり。第二例に於ては「今日」と「晴天」とは共に名辭にして、「にあらす」は二者の一致せざることを指示する言語なり。「人」及び「今日」の位置、即ち命題の主位に立つ名辭を主辭といひ、「動物」及び「晴天」の位置、即ち命題の賓位に立つ名辭を賓辭といふ。「なり」及び「にあらす」は

命題の三要素

共に之を結辭といひ前者を肯定結辭とし、後者を否定結辭とす。命題は實に以上の如く主辭、賓辭及び結辭の三要素によりて成立するものと知るべし。

命題の模範的形式は實に前に示せるが如し。然るに吾人はその形式の一層複雑なる文章及び一層簡單なる文章と雖も、苟も一の判断を表出するものと認むべきものは、之を命題と稱することあるは事實なり。「若しこの地が東京市ならば、市の南端は高輪ならん」の如きは複雑なるものの一例にして、「魚は泳ぐ」の如きは簡單なるものの一例なり。されども此等の命題と雖も、これに多少の改作を施すときは、毫もその意義を損することなくして、模範的形式の命題となすを得べし。即ち前者を「この地の東京市なる場合は市の南端の高輪なる場合なり」となし、後者を「魚は泳ぐものなり」となすが如き、これなり。されば命題は、その終局なる形式としては、必ず主辭、賓辭及び結辭の三要素を以て成立すべきものにして、その他の要素を要せざると同時に、又決してその中

命題と文章との關係

の一と雖も、之を缺くべからざるものと知るべきなり。

第二 命題と文章との關係 命題は固より文章なりと雖も、如何なる文章と雖も直に命題なりとすべきにあらず。要は、文章にして或事物に關する一の判断を示すもの、換言すれば、歸する所二個の概念を比較してその一致又は不一致を叙出するものなるときに於て、始めて之を命題と稱し得るのみ。通常文章は左の五種に區別せらる。

文章の種類

- (一) 叙述文……………鯨は哺乳動物なり。
- (二) 疑問文……………この木は松なるか。
- (三) 命令文……………速にこの地を去れ。
- (四) 希望文……………願はくは吾が情願を容れられよ。
- (五) 感歎文……………嗚呼偉なるかな。

以上五種の中、感歎文、希望文及び命令文の三者は何れも上述の條件を具備せず。又疑問文は二箇の概念を比較しつゝ、われども、未だ二者の關係に就きて判断を附せず。故に此等四種の文章は何れも命題と

叙述文のみ命題なり

稱し難し。獨り第一の叙述文のみ或事物に關する判断を表出するものなるが故に、始めて之を命題と稱するを得。但し他の諸種の文章と雖も、之を改作して命題となさんこと、決して不可能なりといふにあらす。されどもかゝる場合に於ては、その疑問的たり、命令的たり、希望的たり、感歎的たるの性質を喪ひて、純然たる叙述文となる。例へば命令文たる「速にこの地を去れ」を改作して命題となさんとするには、之を「汝は速にこの地を去るべきものなり」といへる叙述文に變ずるが如し。要するに、論理學に於て命題と稱せらるゝものは獨り叙述文にのみ限るものと知るべきなり。

結辭の詳解

第三 結辭の詳解 命題の要素は主辭、賓辭及び結辭の三者なるが、此等の中、主辭及び賓辭は共に名辭にして、既に前章に於て之を研究したるが故に、今又之を論述するの必要なし。されども二者の關係を表すべき結辭の事に就きては、尙少しく研究すべきものあり。即ち左の如し。

結辭は單に一致を示す

時との關係

副詞等との關係

結辭は前に例示せるが如く、これに二種あり。「なり」及び「に」ならず、即ちこれなり。之を言語として精密に研究するとき、種々のいふべきものあるべしと雖も、命題の二要素としては、その意義極めて單純なり。即ち「なり」は單に主辭と賓辭との互に一致することあるを示し、「に」ならずはその互に一致せざることをあるを示すのみ。毫も他の意義を有することなし。されば結辭は言語としては、それ自身の變化又は他の言語の附加によりて、時を表すを得べしと雖も、命題の一要素としては、必ず常に現在のたるべく、決して過去の又は未來的たるべからず。過去又は未來を示すべき必要ある場合に於ても、時に關する部分は名辭の意義中に包含せしむることとするときは、結辭は常に純粹なるものとして成立することを得るものなり。

之と等しく、結辭は副詞等によりてその意義を限定、變化せらるゝことあるべからず。結辭に對して「恐らくは」蓋し「或は」等の言語を附加するときは、判断をして漠然たらしむるを以て、之を推論の資料となす場

合に於て、明確なる思想に達し難きの恐あり。されども便宜に命題を
作爲して、結辭を純粹なるものとすときは、容易にこの困難を免るゝ
ことを得ざるにあらず。例へば「これは恐らくは某の所爲ならん」といへ
るものを「これは某の所爲らしきものなり」として示すが如し。

又結辭は命題上に於て明に表出せられざることもあり。されども苟
も判断を表出する叙述文、即ち命題と稱すべきものに在りては、必ず何
れかの部分中に之を包含しつゝあるものとして論すべきものと知る
べし。例へば「山は高し」といへる命題に於ては「高し」といへる言語中に
「高きもの」といへる名辭と肯定結辭たる「なり」とを包含したるものとし
て解すべきが如し。

結辭の明に表
出せられざる
場合

●命題の區分

區分の諸方法

第二節 命題の區分

第一 區分の諸方法 命題も、名辭と等しく、論點を異にするにより
て種々に區分するを得。その主要なるものに左の三種あり。

(一) 關係上の區分……………定立命題——假設命題——選擇命題

(二) 性質上の區分……………肯定命題——否定命題

(三) 分量上の區分……………全稱命題——特稱命題

性質及び分量の二點を合して命題を區分するときは、當然

全稱肯定命題——全稱否定命題——特稱肯定命題——特稱否定命題
の四種を得べし。この區分は論理學上非常に重要なり。

學者中、此等の區分以外に様式、即ち判断の情態によりて命題を必然
命題、確説命題及び蓋然命題の三種に區分するものありと雖も、茲に之
を採用せず。何となれば、これは命題の解釋を異にし、他の言語によりて
結辭の意義を限定、變更することを許容する説に基きたる區分なるを
以てなり。又命題はその旨趣によりて名目命題及び真正命題の二種
に區分せらるゝことありと雖も、これは特に重要な區分と見るべから
ざるが故に、茲に之を論せず。

關係上の區分

様式

旨趣

第二 關係上の區分 命題は、主辭と賓辭との關係状態、換言すれば、

命題構造の狀態如何によりて區分せらるゝときは、定立命題、假設命題及び選擇命題の三種となる。

定立命題

定立命題とは主辭と賓辭との關係が最も簡單にして、何たる條件をも有することなく、單にその一致するか、又は一致せざるかを示すに過ぎざるものをいふ。例へば「春は長閑なり」「人は木石にあらず」「甲は乙なり」「丙は丁にあらず」等の如し。この命題は又一に單純命題ともいふ。

假設命題

假設命題とは一の敘述が或條件の下に行はるゝ所の命題をいふ。例へば「若し今日が雨天なるときは、運動會は延期なり」「若し甲が乙なるときは、丙は丁なり」等の如し。「今日の雨天なること」「運動會の延期となること」の條件にして、「甲の乙なること」「丙の丁なること」の條件なり。この命題中、條件たる部分を前件といひ、之に對する部分を後件といふ。この命題は選擇命題と共に又複雑命題と稱せらるゝことあり。

選擇命題

選擇命題とは主辭が二箇(時)としては多くの賓辭中の一と一致し、他のものと一致せざることを示す所の命題をいふ。例へば「靈魂は消滅

か又は不滅かなり」「甲は乙か又は丙かなり」等の如し。この命題に於ては、選擇せらるべき賓辭は互に他を拒斥するもの、詳言すれば、左の四箇の意義を有するものと解すべし。

- (一) 若し甲が乙ならざるときは、甲は丙なり。
- (二) 若し甲が丙ならざるときは、甲は乙なり。
- (三) 若し甲が乙なるときは、甲は丙にあらず。
- (四) 若し甲が丙なるときは、甲は乙にあらず。

選擇命題に関する異説

批評

學者中、この命題は必ずしも(三)及び(四)の意義を有せずとなすものあり。「某は愚者か又は醉漢かなり」といふが如き實例によりてその説を維持せんとす。そは某の愚者たると同時に醉漢たるとの事實の存在による。されどもかゝる事實の存在を認むる場合に於ては、某は愚者か、醉漢か又はその兩者かなりとなし、選擇せらるべき賓辭を一箇増加するにあらずんば、決して精密に思想を發表したる敘述となすを得ず。論者の如きは最簡なる選擇命題を解して、一層複雑なるものと

なさんとするものにして、その正當ならざるは勿論の事なり、要するに、今選擇せらるべき賓辭の二箇を有する選擇命題ありて、正當に或思想を表出したるものなりとせば、縦ひ事實上に於ては三箇又は以上の選擇せらるべきものに關したる事實なるにもせよ、その命題の意義、即ち現在の思想に於ては、單に二者の何れかを取り、何れかを捨つることを以てその性質となすものと解するを當然とす。故にこれに前記の如き四箇の意義の存するものと認むるの正當なるは、固より他言を要せざるべし。尙選擇せらるべき賓辭の多數を有するものの如きも、この理を擴張して、之を解すれば可なり。されどもこの種の命題は、實際に於ては、單に特例として存立するものに過ぎざるなり。

性質上の區分
肯定命題

第三 性質上の區分 命題は、その敘述の性質、換言すれば、主辭と賓辭とが一致しつゝ、あるか、又は然らざるかの點に基きて區分せらるゝときは、肯定命題及び否定命題の二種となる。
肯定命題とは主辭と賓辭との一致することを示す命題をいふ。例

否定命題

へば「今日は晴天なり」時は金なり「甲は乙なり」等の如し、否定命題とは主辭と賓辭との一致せざることを示す命題をいふ。例へば「鯨は魚にあらず」「某は社會黨員にあらず」「甲は乙にあらず」等の如し。

命題の性質は、結辭の肯定なるか、又は否定なるかによりて決定せらる。假設命題の場合に於ては、單に後件に於ける結辭によりて之を決定す。選擇命題の場合に於ては、一命題にして常に肯定と否定との兩義を有するものなることは、關係上の區分に就きて論述せる所を参照すれば自ら明瞭たるべし。

分量上の區分

第四 分量上の區分 命題は、その敘述の分量、換言すれば、主辭がその全部に就きて肯定又は否定せられつゝ、あるか、又は然らざるかの點に基きて區分せらるゝときは、全稱命題及び特稱命題の二種となる。

全稱命題

全稱命題とは主辭が明にその外延全部の意義に使用せらるゝ命題をいふ。例へば「人はみな理性的なり」「何れの日本人も回々教徒にあらず」「全部の甲は乙なり」「一切の丙は丁にあらず」等の如し。特稱命題とは

特稱命題

主辭がその外延の或部分の意義に使用せらるゝ命題をいふ、例へば「或人は喫煙家なり」或獸類は肉食にあらず」或甲は乙なり」或丙は丁にあらず等の如し。

命題の分量、即ちその全稱なると特稱なるとは、通常主辭を形容する言語によりて決定せらる。全稱は「一切」全部、又は此等と意義を同じうする言語によりて示され、特稱は「或」一部、又は此等と意義を同じうする言語によりて示さる。茲に「一切」といへるは、之によりて形容せらるゝ名辭の適用せらるべき事物のあらゆる箇々のものを示すの意義に使用せらる。決して此等の事物を一全體として見たるものを指すにあらず。又「或」といへるは、之によりて限定せらるゝ名辭の適用せらるべき事物の一箇より一切に至るまでの如何なる數量をも、不定的に示すの意義に使用せらる。決して俗解の如く單に一小部分のみを指すにあらずと知るべし。

學者中、分量に基ける區分中に屬する一種として、別に單稱命題と稱

一切

或

單稱命題

命題の四形式

するものありとなすものあり。こは單稱名辭を主辭とする命題をいふ。例へば「某氏は本邦に於ける醫學の大家なり等の如し。されども單稱名辭はその適用せらるべき事物の一箇にして同時に一切なるもの名稱なるが故に、之を主辭とする命題は即ち全稱命題に外ならず、従ひてこの種の命題は上述する二命題と並立する別種の命題となすの必要を認めず。

第五 命題の四形式 以上三種の區分の外、論理學に於て特に重要な區分と認むるものあり。即ち性質及び分量の二者を合したる點より命題を區分するものこれなり。この場合に於ては、命題は分れて左表の如き四種のものとなる。



各命題の形式を示せば左の如し。

(六四)

- (一) 一切の甲は乙なり……………A
- (二) 一切の甲は乙にわらず……………E
- (三) 或甲は乙なり……………I
- (四) 或甲は乙にわらず……………O

此等四種の命題は便宜上簡單なる符號を以て之を代表せしむるを常とす。上記のA、E、I、Oは即ちこれなり。此等の符號はその起源に於て多少の意義を有し、昔時より西洋諸國に於ける論理學者の一般に使用し來りたるものなるを以て、本書に於ても亦之を採用す。

以上の四命題は定立命題の形式を以て之を示したるものなるが、假設命題に於ても之に對する四箇の形式あり、即ち左の如し。

- (一) 若し甲が乙なるときは丙は常に丁なり……………A
- (二) 若し甲が乙なるときは丙は決して丁にわらず……………E
- (三) 若し甲が乙なるときは丙は時としては丁なり……………I

(四) 若し甲が乙なるときは丙は時としては丁にわらず……………O

選擇命題に於ては、全稱と特稱との區別を立て得るにもせよ、一命題中に肯定と否定との兩義を有するものなるを以て、定立命題の場合に該當する四形式を示すことを得ず。

第三節 主辭と賓辭との關係

●主辭と賓辭との關係

異説

第一 主辭と賓辭との關係に關する異説 命題の解釋は既に第節に於て與へたるが如し。されども精密に之を了解せんとするには、尙研究を缺くべからざるものあり。即ち主辭と賓辭との關係これなり。この關係は、主辭は何を意味するか、賓辭は何を意味するか、の解釋如何によりてその説明を異にせざるを得ず。今此等の問題に關する從來の異説を考ふるに、これに左の如きものあり。

第一説に曰く、主辭は外延を意味し、賓辭は内包を意味すと。この説に在りては「某は賢なり」といへる命題は、之を某は賢と稱せらるゝ屬性

第一説

を有すと判断すべきものなりとなす。断定説又は普通説といへるは、即ちこれなり。

第二説

第二説に曰く、主辭も賓辭も共に外延を意味すと。この説に在りては、「人は動物なり」といへる命題は「人」といへる名辭の指示する事物は「動物」といへる名辭の指示する事物中に包含せらるると解すべきものなりとなす。外延説といへるは、即ちこれなり。

第三説

第三説に曰く、主辭も賓辭も共に内包を意味すと。この説に在りては、「有徳は有福なり」といへる命題は「有徳」といへる名辭の含蓄する屬性中には「有福」といへる名辭の含蓄する屬性を包含するものと解すべきものなりとなす。内包説といへるは、即ちこれなり。

第四説

第四説に曰く、主辭も賓辭も共に外延を意味し、又共に内包を意味すと。この説に在りては、第二説の主張と共に第三説の主張を認めたるものなり。外延内包説といへるは、即ちこれなり。

諸説の略評

第二 諸説の略評 上掲の各説に就きては、今之を詳論すべき餘地

偏狭の見解に執着すべからず

命題の圖形

なしと雖も、或點より見れば、何れも一理ありと見るべきと同時に、又多少の僻見を包含せざるものなしとして、之を批評せざるを得ず。本書に於ては、既に名辭を解して何れも外延と内包との二義を有すとなし、又結辭を解して單に二名辭の一致と不一致とをのみ示すものとしたり。されば歸着する所の意義に於てこの見解に背反することなからんには、場合の如何に應じて適當に命題を解釋するを以て公平なる態度なりとせざるべからず。必ずしも一の偏狭なる見解を立て、之に執着するを要せざるなり。

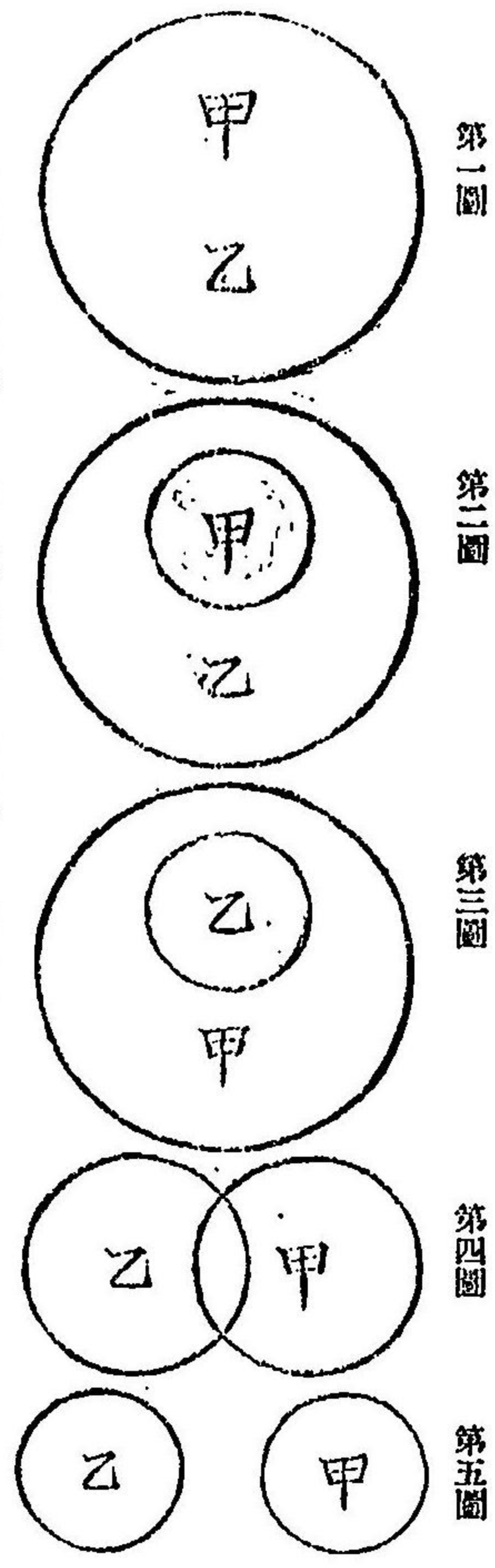
第三 命題の圖形 命題は圖形を以て之を表すことあり。主辭及

び賓辭を共に外延を意味するものと認むるときは、最も明瞭に之を圖示することを得。されども適當なる解釋を與ふるときは、命題に對して他の見解を有する場合に於ても、全く同一なる圖形によりて之を示すことを得べし。

命題の圖形として、從來の學者の提供したるものに二三種あり、そ

オイレルの圖形

の中に在りて便宜にして廣く行はるゝは、左の如き五圖を以て一切の命題を表示するものにして、之を「オイレルの圖形」といふ。



甲圈は主辭を示し、乙圈は賓辭を示す。

主辭と賓辭との一致又は不一致の關係は、上掲の五圖を以て之を示すもの外、他に考へ得べきものなし。故に一切の命題は、此等の圖形中の何れかを以て、之を示し得べきものと知らざるべからず。

第四 名辭の周到及び不周到 名辭が命題上に於て一切又は之と同意義の形容語を有するか、又は之を有すると全く同一なる意義に使

名辭の周到及び不周到

周到名辭

不周到名辭

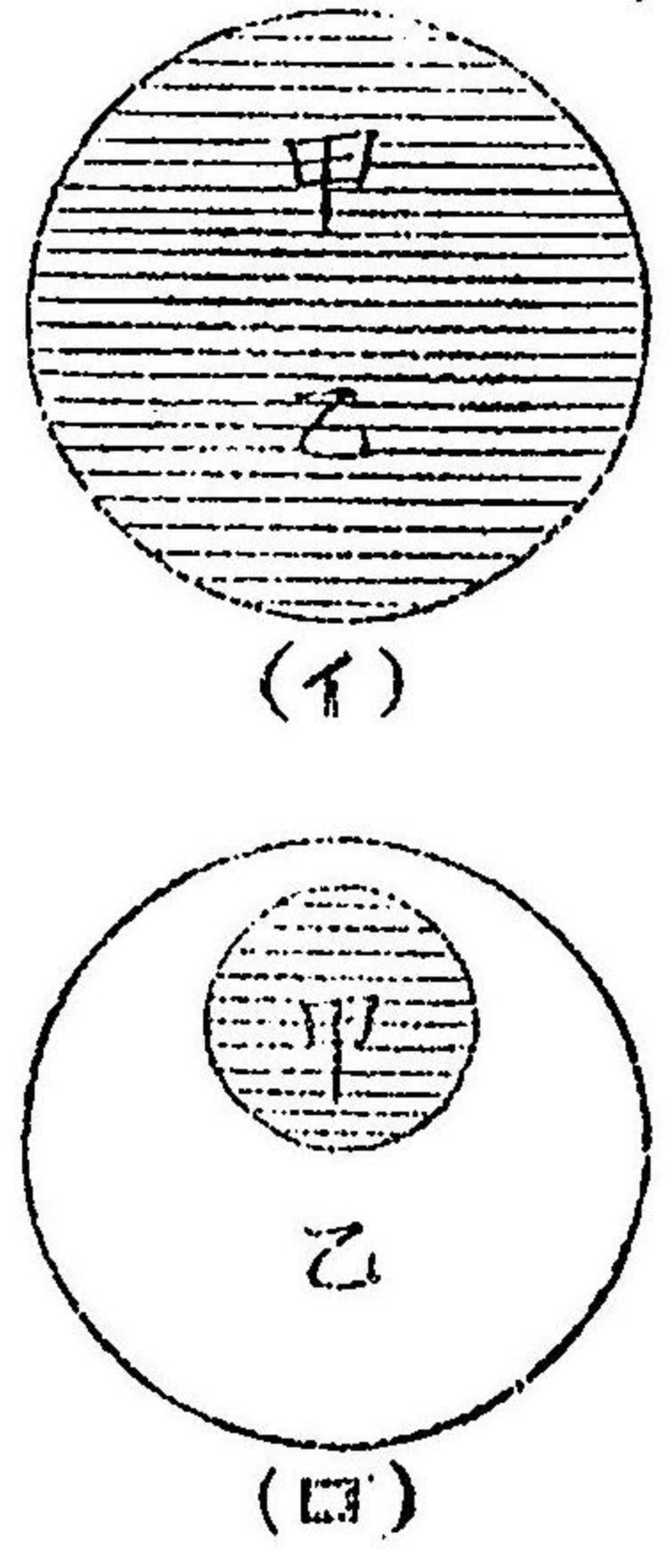
A命題

Aの圖形

用せらるゝときは、之を周到せらるゝといひ、その名辭を周到名辭といふ。之に反して、名辭が命題上に於て、或又は之と同意義の限定語を有するか、又は之を有すると全く同一なる意義に使用せらるゝときは、之を周到せられずといひ、その名辭を不周到名辭といふ。今A、E、I、Oの四命題に於てその主辭及び賓辭がこの點に於て如何なる意義を有するかを研究するに、即ち下に論ずるが如し。

第五 A命題 A、即ち全称肯定命題は一般に一切の甲は乙なり

といへる形式を以て現る。これに二箇の場合あり。前掲の第一圖及び第二圖を以て之を示すを得、即ち下の如し。



横線は「甲」と一致する「乙」の部分を示す。

(イ) 圖は「甲」の一切が「乙」の一切と全く一致する場合なり。例へば「一切の人は理性的動物なり」の如し。(ロ) 圖は「甲」の一切が「乙」の一局部と一致する場合なり。例へば「一切の松は植物なり」の如し。此等何れの場合に於ても、主辭はその一切の意義に使用せらるれども、之と一致する賓辭は、一の場合に於ては、その一切を意味するに拘らず、他の場合に於ては、單にその一局部を意味するに過ぎざるが故に、之を概論するときは、「或」の意義を有するものと解せざるべからず。されば A 命題を精確に表叙するときは、

一切の甲は或乙なり

といへるものとなる。之を他語を以て規則として示すときは左の如し。

A 命題に於ては主辭は周到せられ、賓辭は周到せられず。

第六 E 命題 E 即ち全称否定命題は一般に

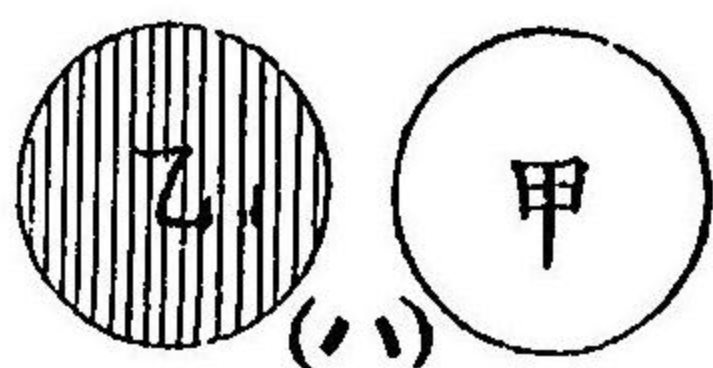
一切の甲は乙にあらず

A の規則

E 命題

E の圖形

といへる形式を以て現る。即ち下の如し。



縦線は「甲」と一致せざる「乙」の部分を示す。

この命題に於ては「甲」の一切が「乙」の如何なる部分とも一致することなきこと、即ち「乙」の一切と全く一致せざることを示す。例へば「一切の牛は鐵物にあらず」の如し。さればこの命題を精確に表叙するときは、
一切の甲は一切の乙にあらず
といへるものとなる。之を規則として示すときは左の如し。

E 命題に於ては主辭も賓辭も共に周到せらる。

第七 I 命題 I 即ち特稱肯定命題は一般に

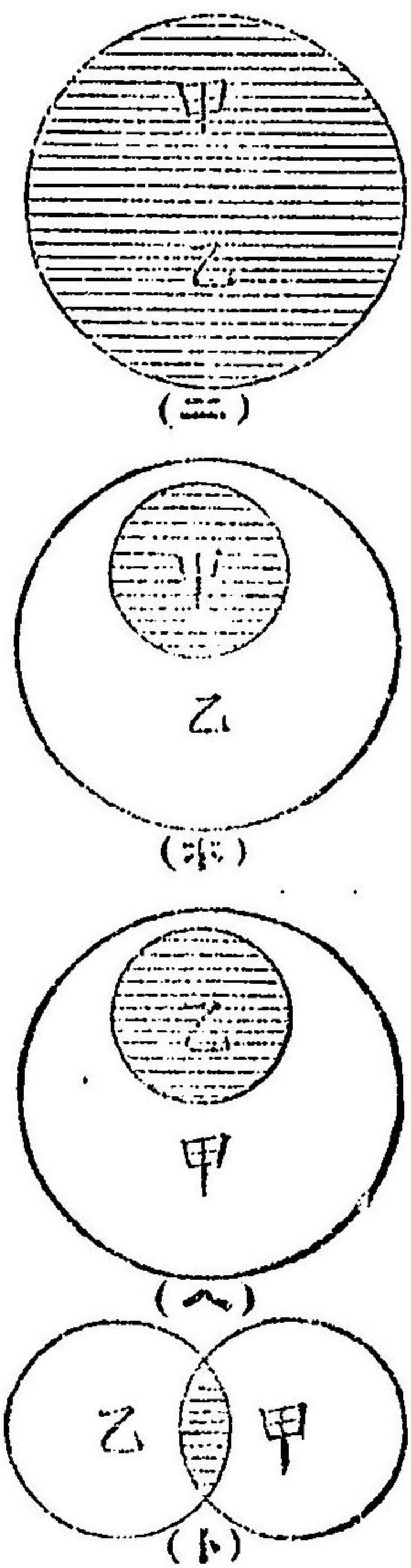
或甲は乙なり

といへる形式を以て現る。これに四箇の場合あり。前掲の第一圖第

E の規則
I 命題

二圖第三圖及び第四圖を以て之を示すを得。即ち左の如し。

Iの圖形



(二)圖は(一)圖と同じく[甲]の一切と[乙]の一切と全く一致する場合なり。今この圖形を以てI命題を表し、主辭を「或甲」となすときは、之と一致する實辭も當然「或乙」となる。例へば「或人は理性的動物なり」の如し。

(水)圖は、(口)圖と同じく[甲]の一切と[乙]の一局部と一致する場合なり。今この圖形を以てI命題を表し、主辭を「或甲」となすときは、之と一致する實辭も當然「或乙」となる。例へば「或松は植物なり」の如し。

(へ)圖は、[甲]の一局部と[乙]の一切と一致する場合なり。この場合に於ては、主辭は「或甲」なれども、之と一致する實辭は「一切の乙」たることを得

例へば「或兵は歩兵なり」の如し。

(ト)圖は[甲]の一局部と[乙]の一局部と一致する場合なり。この場合に於ては、主辭は「或甲」にして、之と一致する實辭も「或乙」なり。例へば「或石は破壊し易きものなり」の如し。

以上の研究によりて考ふれば、I命題に於ては、主辭も實辭も、場合の如何によりては、その一切をも意味し得れども、又單に一局部を意味するに過ぎざることあり。故に之を概論すれば、何れも「或」を意味するものと解せざるべからず。さればこの命題を精確に表叙するときは、
或[△]甲は或[△]乙なり

といへるものとなる。之を規則として示すときは、左の如し。

I命題に於ては、主辭も實辭も共に、周到せられず。

第八 O命題 O即ち特稱否定命題は一般に
或甲は乙にあらず

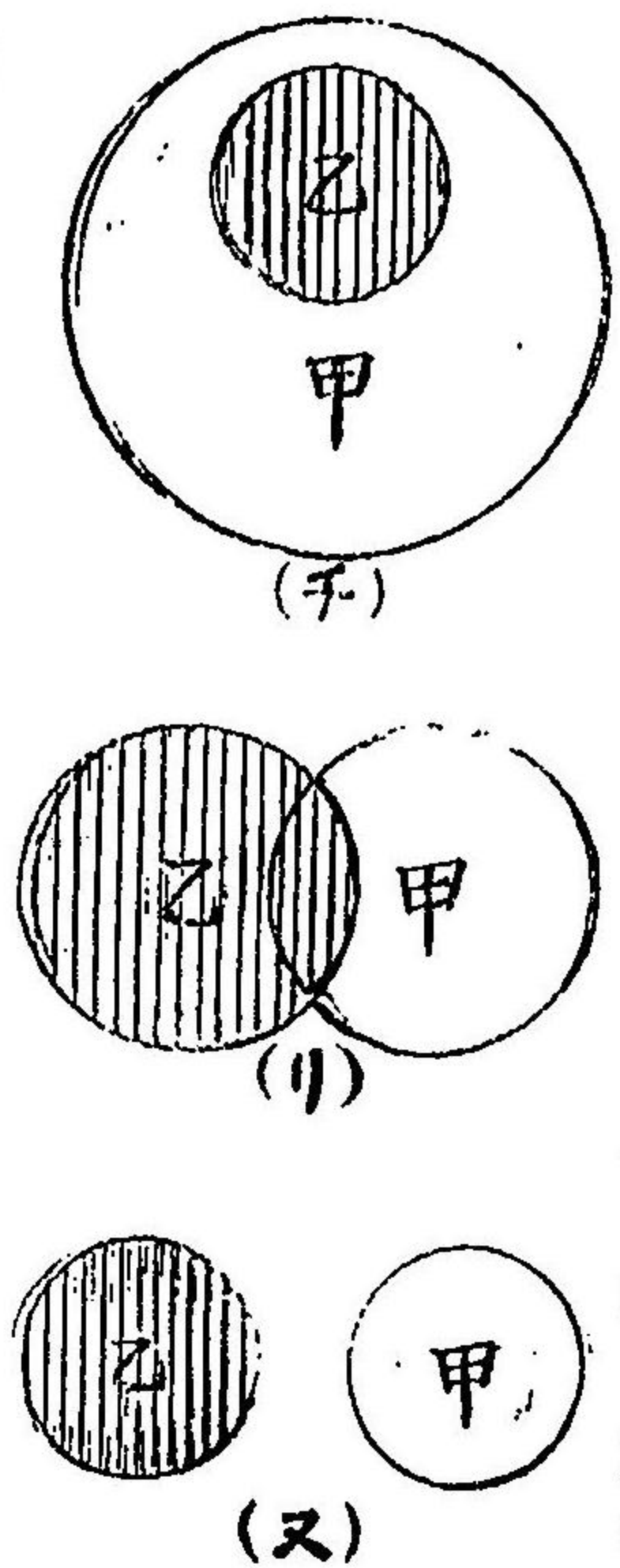
といへる形式を以て現る。これに三箇の場合あり。前掲の第三圖第

Iの規則
O命題

四圖及び第五圖を以て之を示すを得。即ち左の如し。

(七四)

○の圖形



(子)圖は、一面より見れば、(へ)圖を示すものなれども、他面より見れば、(甲)の一局部、即ち縦線と關係なき部分が(乙)の一切と一致せざる場合なり。この場合に於ては、主辭は(或甲)にして、之と一致せざる賓辭は「一切の乙」を意味す。例へば、或兵は歩兵にあらざるの如し。

(リ)圖も、一面より見れば、(ト)圖を示すものなれども、他面より見れば、(甲)の一局部、即ち縦線と關係なき部分が(乙)の一切と一致せざる場合なり。この場合に於ては、主辭は(或甲)を意味し、之と一致せざる賓辭は「一切の乙」を意味す。例へば、或石は破壊し易きものにあらざるの如し。

(又)圖は、(ハ)圖と同じく、「甲」の一切が「乙」の一切と全く一致せざる場合なり。今この圖形を以て○命題を表し、主辭を「或甲」となすときは、賓辭は毫も之と一致せざるものなるにより、依然として「一切の乙」を意味す。例へば、或牛は鐵物にあらざるの如し。

以上の研究によりて考ふれば、○命題に於ては、主辭の「或」を意味するものとして解すべきに對して、賓辭は何れも「一切」の意義に使用せられつゝあるを見る。さればこの命題を精確に表叙するときは、
或甲は一切の乙にあらざる

といへるものとなる。之を規則として示すときは、左の如し。

○命題に於ては、主辭は周到せられず、賓辭は周到せらる。

第九 括約 以上に研究せるが如くなるを以て、各命題上に於ける名辭の周到及び不周到に關しては、これに一定せる規則の存するを見る。今之を再記すれば、左の如し。

(一) A命題に於ては、主辭は周到せられ、主辭は周到せられず。

規則の再記

○の規則

括約

- (二) E命題に於ては、主辭も賓辭も共に周到せらる。
- (三) I命題に於ては、主辭も賓辭も共に周到せられず。
- (四) O命題に於ては、主辭は周到せられず、賓辭は周到せらる。
- 此等の規則は之を左の如く變形することを得。
- (一) 全稱命題の主辭は周到せらる。
- (二) 特稱命題の主辭は周到せられず。
- (三) 否定命題の賓辭は周到せらる。
- (四) 肯定命題の賓辭は周到せられず。
- 以上の研究は論理學上に於ける特に重要なものの一に屬す。若しこの事にして十分に理解せらるゝことなしとせんか、推論を論ずるに當りて大なる障礙となることを記せざるべからず。

第五章 推論

第一節 推論の解

●推論の解

推論の意義

第一 推論の意義 判断作用によりて得らるゝ成果たる判断を本として他の判断に推及することを推論作用といひ、その作用によりて得らるゝ成果を推論といふこと、前に既に述べたるが如し。要するに、推論は思想中最も複雑にして、最も高位にあるものなり。何となれば、概念は事物の屬性を比較することによりて成り、判断は概念を比較することによりて成るに對して、推論は判断を比較することによりて成るものとして之を説明すべきものなればなり。

推論の構造
前提
断定

第二 推論の構造 推論には二要素あり、一は根本となる判断にして、他はその根本より推及せらるゝ判断なり。前者を前提といひ、後者を断定といふ。前提をなす判断は一箇たることあり、二箇たることあり、その他場合によりては何箇たるも不可なし。要するに、此等の

ものが一全體となりて一の断定に推及し得べき根本となることあらは、即ち可なり。断定は、一箇の推論に於ては、唯一箇のみ。されば同一なる前提と雖もその断定の異なるときは、固より別箇の推論なり。例へば

馬は牛にわらず。 馬は非牛なり

といへる推論と

馬は牛にわらず。 牛は馬にわらず

といへる推論との決して同一のものにわらざるが如きこれなり。

推論の客観的考察

第三 推論の客観的考察 判断は事物間の関係を主観的に見たるものなり。故に判断を客観的に見るときは、即ち事物間の関係に外ならず。されば推論は前提としての事物間の関係と断定としての事物間の関係とより成るものといふべし。又推論は、臺に論じたるが如く、之を言語を以て表出することあり。之を論式といふ。故に論式は判断の表出たる命題の集合より成るものにして、これに二要素あり。そ

論式

の中の一は前提にして、又之を原命題といひ、他の一は断定にして、又之を新命題といふ。他は類推して之を知るべし。

推論の根據

第四 推論の根據 與へられたる判断或は命題より他の判断或は命題に推及するには、一定の根據に依らざるべからず。之に依らざる推論は之を正當なるものとすべからず。かくの如く、推論が之に依れば正當となり、之に依らざれば不正當となる所の根據となるものは、固より思想の法則に外ならず。

思想の法則

思想の法則は根本的なものと枝葉的なものとを別あること、臺に論じたるが如し。而して如何なる思想も、歸する所は、その根本的法則によりて支配せらるゝものなるが故に、推論が之を以て、その終局の根據となすは勿論の事なり。されども推論は特殊の場合に於ける特殊の形式を有する思想なるが故に、又特殊的法則、即ち枝葉的法則に依るの必要な能はず。「甲は乙なり。故に甲は非乙にわらず」といふが如き簡單なる推論に在りては、直接に根本的法則たる矛盾律に依るの

外何物をも要せずと雖も、複雑なる推論に在りては、又種々の特殊なる法則によりて支配せらるゝを事實とす。此等の點は次章以下に至りて自ら明白なるを得べし。又特殊的法則は、之を根本的法則に對して考ふるときは、本末、輕重の點に於ては固より後者の下位に在りと雖も、特殊なる實際上の場合に就きて考ふるときは、直接の價値は反りて前者に於て大なるものあることを忘るべからず。

特殊的法則の實際的價値

●推論の區分

第二節 推論の區分

區分の二方法

第一 區分の二方法 推論も之を細別すれば多くの種類ありと雖も、區分として茲に論すべきものは單に下の二種に過ぎず。一は前提を成す命題の箇數の如何によるものにして、他は斷定の前提に對する分量上の關係如何によるものなり。即ち左の如し。

- 第一種の區分……………推論
 - 直接推論
 - 間接推論

第二種の區分……………推論
 演繹法
 歸納法

第一種の區分
 第二 第一種の區分 推論は、その前提が單に一箇の判斷或は命題より成るか、又は然らざるかの點に基きて區分せらるゝときは、直接推論及び間接推論の二種となる。

直接推論

直接推論とは單に一箇の判斷或は命題を本としてその中に包含せらるゝ他の判斷或は命題に推及する所の推論をいふ。例へば

- 人は動物なり。
- 或動物は人なり。
- 人は木石にあらず。
- 人は非木石なり。

等の如し。

間接推論

間接推論とは二箇又は以上の判斷或は命題が聯合して前提を成し、これより一の判斷或は命題に推及する所の推論をいふ。例へば

人は動物なり。

余は人なり。

∴余は動物なり。

甲は乙なり。乙は丙なり。丙は丁なり。丁は戊なり。

∴甲は戊なり

等の如し。

第二種の区分

第三 第二種の区分。推論はその前提が断定よりも一層一般的なものであるか、又は然らざるかの點に基きて區分せらるゝときは、演繹法及び歸納法の二種となる。

演繹法とは一層一般的なる前提を本として一層特殊的なる断定に推及する所の推論をいふ。例へば

日本人は東洋人なり。

某々等は日本人なり。

∴某々等は東洋人なり

演繹法

歸納法

の如き、又は前に示したる直接推論の二例の如き、即ちこれなり。

歸納法とは特殊の事に關する多くの事實を前提として一般の事に關する断定即ち普遍的眞理に推及する所の推論をいふ。この推論は簡單なる形式を以て之を示すの不適切なるものありと雖も、大體の性質を理解せしめんが爲に、假に一形式として之を示せば、左の如し。

金は熱によりて膨脹す。

銀は熱によりて膨脹す。

銅は熱によりて膨脹す。

鐵は熱によりて膨脹す。

錫は熱によりて膨脹す。

∴金屬は熱によりて膨脹す。

演繹法と歸納法とを十分に了解せんとせば、下の異點に關して看過せざらんことを要す。演繹法に於ては與へられたる前提を動かすべからざるものとし、これより思想の法則に従ひて正當に推及、抽出せら

演繹法と歸納法との異點

るゝものの果して如何なるものなるかを知了することを得ば、即ち足る。直接の目的としては必ずしも客観的正當なることを要するものにあらず。故にこの推論はその性質としては、相對的正當を以て満足するものといふを得べし。然るに歸納法は之と異なり。この推論に在りては、獨り思想の法則を確守すべきのみならず、又その前提として使用する特殊なる資料の悉く確實のものたるべきことをも必要とす。故にその目的とする所は客観的正當、即ち絶對的正當に達せんとするに在り。尙二者の詳細なる關係は後章に於て論述すべし。

二區分の比較

第四 二區分の比較 第一種の區分に就きて考ふるに、直接推論は推論中の一小部分に過ぎず。然るに間接推論は歸納法の全部及び演繹法中の直接推論にわらざる部分を包含す。故に二者の間大小廣狹の點に於て著しく逕庭あり。又歸納法と演繹法とは、その準據する法則に於て大に異同する所あり。故に二者を間接推論といへる一名稱の下に置きて、之を概論せんとするは非常に困難なることあり。この

推論の三大別

演繹法の二分

點より見れば、寧ろ第二種の區分を採用するを以て一率便利なりとせざるべからず。是れ一般の論理學者が推論の種類としいへば、常に演繹法及び歸納法の二者なりとする所以なり。

第五 推論の三大別 推論は演繹法及び歸納法の二種に區分するの便宜なること前述の如し。されども更に一考するとき、歸納法は一として多くの判断或は命題によりてその前提を構成せざるものなると雖も、演繹法はその前提として單に一箇の判断或は命題より成るものと多くの判断或は命題より成るものとの二種を有す。故に後者は更に之を二種に區分するを以て寧ろ便利なりとせざるべからず。即ち左の如し。

直接演繹法
間接演繹法

茲に直接演繹法といへるは、直接推論といへるとその實に於ては毫も異なる所なし。されども茲に間接演繹法といへるは、直に間接推論

と同一視すべきにあらず。何となれば、こは演繹法中に於ける間接推論の義にして、一切の間接推論より歸納法を除きたるものの稱呼として使用するものなればなり。但し茲に一の附言すべきものあり。從來の慣例によれば、間接推論といへる名稱を以て全く間接演繹法と同一のものとして使用するの事實あること、即ちこれなり。されどもその決して妥當のものにあらざることは、他の説明を要せずして明白なるべし。

以上の如くなるを以て、推論の區分として最も便利なるものは、之を(一)直接演繹法(二)間接演繹法及び(三)歸納法の三種となすに在り。本書に於ては此等三種の推論に就きて各別に一章を設け、順次にこれが詳細を研究せんとす。

直接演繹法
間接演繹法
歸納法

第六章 直接演繹法

第一節 直接演繹法概論

直接演繹法
概論

直接演繹法の
解

第一 直接演繹法の解 直接演繹法とは、前にも一言せる所によりて明白なるが如く、單に、一箇の判断或は命題の前提として與へられたるものより、その中に包含せらるゝ判断或は命題を断定として得る所の方法をいふ。さればこの推論は根本となるべき一箇の判断或は命題、即ち前提と之より推及し得らるゝ一箇の判断或は命題、即ち断定とより成るものにして、即ち單に、二箇の判断或は命題を有するのみ。例へば

單に二箇の命
題より成る

今日は晴天なり……………甲は乙なり、

…今日は非晴天にあらず……………甲は非乙にあらず

の如き、又は

鶴は長脚の鳥なり……………丙は丁なり、

∴或長脚の鳥は鶴なり…………… ∴或丁は丙なり
の如き、又は

某は男子なり…………… 戊は己なり
∴非男子は某にあらざる…………… ∴非己は戊にあらざる
の如し。

直接演繹法に於ては、前提中に存したる名辭は、何れも同一のものとして、又はその正反對のものとして、又は之に或言語を附加したるものとして、再び断定中に現るゝを規則とす。決して前提にのみ存して、その用を完了すといふが如きものなし。これ次章に於て研究すべき間接演繹法と區別せらるべき一の要點なり。

この推論の「直接」といへる語を冠せるは、單に一箇の判断或は命題の外に於ては、何たる材料をも使用するの必要なくして行はるゝ推論なることを意味するのみ。決して推論作用を経ずして、之を経たると同果なりとのことを意味するにあらざる。又この推論は固より簡單なり

前提の名辭は
何れも断定に
現る

「直接」の意義

直接演繹法の
根據

と雖も、間接演繹法と等しく、十分に演繹法たるの性質を具備するのみならず、又これに多くの種類あり。故にこれが比較研究をなすの必要なることあり。これ本章の設わる所以なり。

第二 直接演繹法の根據 如何なる推論も一定の理法に準據せざるべからざるが故に、單に一箇の判断或は命題より他の一箇の判断或は命題に推及する直接演繹法と雖も、固よりその支配を免るゝこと能はず。而してこの推論に在りては、直接に思想の根本的法則たる同一律、矛盾律及び排中律に準據すると否とを見て、その正否を判断することを得。必ずしも他の推論の如く多くの特殊的法則を要することなし。故にこの推論の根據は極めて簡單なり。されども前にも一言せるが如く、この推論も演繹法の一種なるが故に、断定に於て前提に於けるよりも大なることを説くべからざるは勿論の事なり。故に「前提に於て周到せられざる名辭は断定に於て周到せらるべからず」といへることは亦この推論の一法則なることを記せざるべからず。

直接演繹法の種類

直接演繹法も次項に於て示すが如く多くの種類を有す。而してその種類の異なるによりて、主として適用せらるべき法則も亦自ら異なるを得ず。此等の點は次節以下に於て自ら明白となるべし。

對當法

對當法とは一命題の眞又は偽を本として同一資料に關する他の命題換言すれば同一の主辭と賓辭とを有する他の命題の眞又は偽を直接に推知する方法をいひ、抽出法とは眞として與へられたる一箇の命題よりその中に包含せらるゝ事を一箇の命題として抽出する方法をいふ。此等の二者を更に細別すれば、左の如し。

- (一) 反對對當……AとEとの關係
- (二) 小反對對當……IとOとの關係

抽出法

(三) 從屬對對當……AとIとの關係及びEとOとの關係

(四) 正反對對當……AとOとの關係及びEとIとの關係

抽出法に於て最も普通なるは左の二種なり。

(一) 變性法……命題の性質を變更するもの

(二) 轉位法……主辭と賓辭との位置を轉換するもの

而して此等の二者を種々に重複することによりて成立するものに多くの種類あり。之を概稱して(三)複式抽出法といふべし。又(四)關係變更法といへるものあり。原命題と關係を異にする他の命題を斷定として作爲する方法にして、亦抽出法の一に外ならず。

以上諸種の抽出法に對すれば、その價值僅少にして、又單に形式のみによりてその正否を明知すべからざる一種の抽出法あり。之を(五)附加法といふ。之は原命題の主辭と賓辭とに同一の言語を附加して、斷定を作爲する方法をいふ。この種の推論は符號或は形式のみによりて推論を表さんとする論理學に於ては之を論述し難き性質あり。

●對當法

第二節 對當法

對當法の解

第一 對當法の解 對當法とは前に略説せるが如く、一の命題の眞又は偽を本として之と同一の主辭と賓辭とを有する他の命題の眞又は偽を直接に推知する演繹法をいふ。一の命題が他の命題と主辭と賓辭とを同一にする場合に於ても、或は性質の點に於て、或は分量の點に於て、又或は性質及び分量の點に於て、互に異同すべきが故に、要するに左記の如き形式を有するA、E、I、Oの存在することを認めざるべからず。即ち

- (一) 一切の甲は乙なり……………A
- (二) 一切の甲は乙にあらず……………E
- (三) 或甲は乙なり……………I
- (四) 或甲は乙にあらず……………O

これなり。此等の命題中の一なる一切の甲は乙なりといへるA命題

を眞なりとするときは、一切の甲は乙にあらずといへるE命題は偽なりとして推知するが如き、又或甲は乙にあらずといへるO命題を偽なりとするときは、或甲は乙なりといへるI命題は眞なりとして推知するが如き、即ちこの方法の關する所なり。

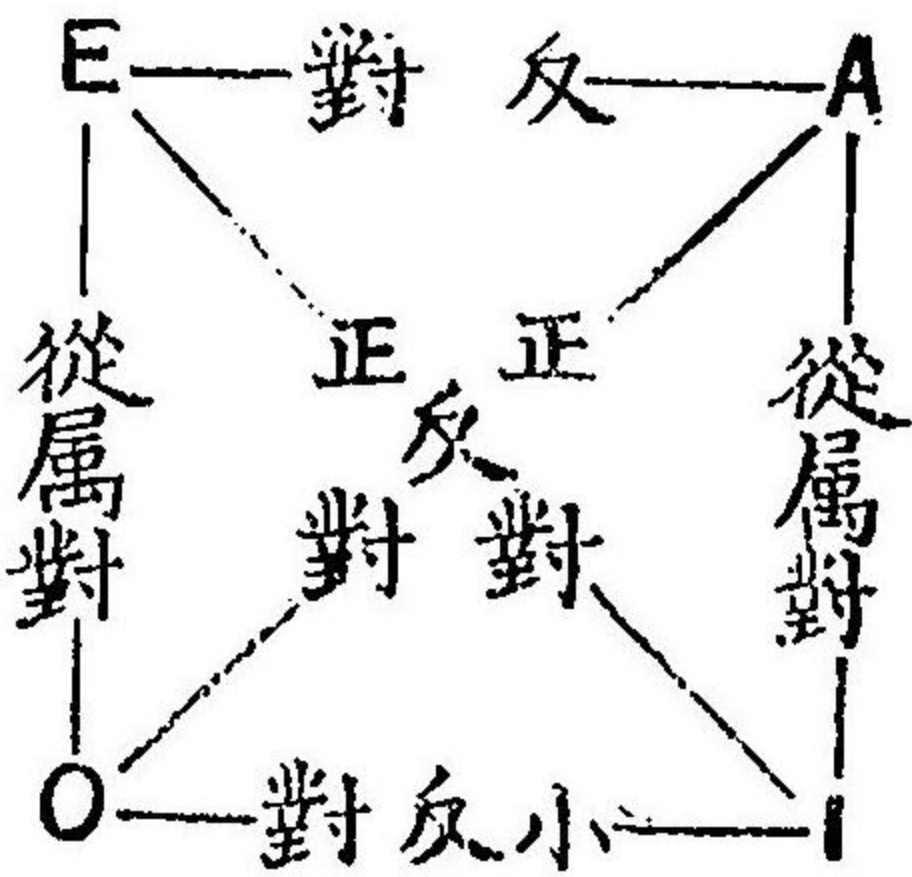
對當の方形

第二 對當の方形 主辭と賓辭とを同一にするA、E、I、Oの四命題

間には、一方の眞又は偽たることに對して、他方の眞又は偽たることの關係に於て、互に異同あり。この關係を稱して對當といふ。これに四種の別あり。即ち(一)反對對當、(二)小反對對當、(三)從屬對對當及び(四)正反對對當これなり。反對對當とはAとEとの關係をいひ、小反對對當とはIとOとの關係をいひ、從屬對對當とはAとIとの關係及びEとOとの關係をいひ、正反對對當とはAとOとの關係及びEとIとの關係をいふ。

對當の四種

以上の諸關係は對當の方形と稱せらるゝ便宜なる圖形を以て表示せらる。即ち左の如し。



此等四種の對當には何れも特殊の規則あり。對當法は實に之に基きて成立す。

反對對當

第三 反對對當 反對對當とは主辭と賓辭とを同じうし、單に性質のみを異にする全稱命題即ちAとEとの間に成立する關係をいふ。此等の二命題間には左の規則あり。

規則

反對命題間に於ては、兩者共に偽たることあるべしと、雖も、兩者共に眞たることなし。

他語を以て之を示せば、左の如し。

一の眞たる時は他は偽なり

一の偽たる時は他は眞なり

反對命題間に於ては、一の眞たるときは、他は必ず偽たるべしと雖も、一の偽たるときは、他は必ず眞たるべしといふことを得ず。今、一切の甲は乙なりといへる。A命題を眞なりとせよ。然るときは一切の甲は乙にして、決して乙にあらざることを得ざることを、矛盾律によりて明白なり。故にこの場合に於て「一切の甲は乙にあらざる」といへるE命題は當然の事として偽たらざるを得ず。實例を以てすれば「一切の人は動物なり」を眞なりとするときは「一切の人は動物にあらざる」の當然偽なるが如き、即ちこれなり。

されども之に反して、若し「一切の甲は乙なり」を偽なりとするときは、一切の甲は乙にあらざるは果して眞なるかといふに、必ずしも然りといふを得ず。「一切の甲は乙なり」といへることを偽なりとするに二箇の場合あり。一は一切の甲の乙にあらざる場合にして、他は一部の甲の乙にして、一部の甲の乙にあらざる場合なり。若し前者なりとすれば「一切の甲は乙なり」の偽なるときは「一切の甲は乙にあらざる」は事實

上真となるべし。されども若し後者なりとするときは「一切の甲は乙にあらず」も亦等しく偽たらざるを得ることゝなる。「一切の人は馬なり」を偽なりとする場合は前者に該當し、「一切の學生は男子なり」を偽なりとする場合は後者に該當す。

小反對對當

第四 小反對對當 小反對對當とは主辭と賓辭とを同じうし、單に性質のみを異にする特稱命題、即ち「と〇との間に成立する關係をいふ。此等の二命題間には左の規則あり。

規則

小反對命題間に於ては、兩者共に真たることあるべしと雖も、兩者共に偽たることなし。

他語を以て之を示せば、左の如し、

小反對命題間に於ては、一の偽たるときは、他は必ず真たるべしと雖も、一の真たるときは、他は必ず偽たるべしといふことを得ず。

全或甲は乙なりといへる一命題を偽なりとせよ。然るときは甲の

一の偽たるときは他は真なり

或部分は之を乙なりといふべからざるものありとのことを意味す。故にこの場合に於て「或甲は乙にあらず」といへる〇命題は當然の事として真たらざるを得ず。然らずんば同一律を信用せざることをなすべし。實例を以てすれば「或人は木石なり」を偽なりとするときは「或人は木石にあらず」の當然真なるが如き、即ちこれなり。されども之に反して、若し「或甲は乙なり」を真なりとするときは「或甲は乙にあらず」は果して偽なるかといふに、必ずしも然りといふを得ず。或甲は乙なりといへることを真なりとするに二箇の場合あり。一は「一切の甲の乙なる場合」にして、他は一部の甲の乙にして、一部の甲の乙にのみなり、二は「甲は乙なり」といふ命題が、甲は乙なりとするときは「甲は乙なり」の命題が、甲は乙にあらざるは事實上偽となるべし。されども若し後者なりとするときは「或甲は乙にあらざるも亦等しく真たらざるを得ざる」となる。「或人は動物なり」を真なりとする場合は前者に該當し、「或人は白色なり」を真なりとする場合は後者に該當す。

一の真たるときは他は不明なり

從屬對當

(九八)

第五 從屬對當 從屬對當とは主辭と賓辭とを同じうし、單に分量のみを異にする命題間に成立する關係をいふ。即ちAとIとの間及びEとOとの間に於ける關係これなり。此等の命題間には左の規則あり。

規則

從屬對命題間に於ては、全稱の眞なるときは、特稱も亦眞なり。特稱の偽なるときは、全稱も亦偽なり。されども特稱の眞なるときは、全稱の偽なるときは、之に對する全稱及び特稱の眞偽は不明なり。

全稱眞なれば
特稱も眞なり

今一切の甲は乙なりといへるA命題を眞なりとせよ。然るときは如何なる甲も乙なるが故に、この場合に於て「或甲は乙なり」といへる命題は當然の事として亦眞たるべきこと、同一律によりて明白なり。又「或甲は乙なり」を偽なりとせよ。然るときは甲の或部分は之を乙なりといふべからざるものありとのことを意味す。故にこの場合に於ては「一切の甲は乙なり」は當然の事として亦偽たるべきこと、矛盾律に

特稱偽なれば
全稱も偽なり

よりて明白なり

特稱の眞なる
ときは全稱の
眞偽は不明な
り

されども之に反して、若し「或甲は乙なり」を眞なりとせよ。一切の甲は乙なり」の眞偽如何といふに、この場合に於ては全く不明なり。「或甲は乙なり」を眞なりとするに二箇の場合あり。一は一切の甲の乙なる場合に於て、他は一部の甲の乙にして、一部の甲の乙にあらざる場合なり。若し前者なりとせよ。或甲は乙なり」の眞なるときは「一切の甲は乙なり」も亦等しく眞となるべし。されども若し後者なりとせよ。或甲は乙なり」は當然の事として偽たらざるを得ざることを得ざる。

全稱の眞なる
ときは特稱の
眞偽は不明な
り

又「一切の甲は乙なり」を偽なりとせよ。或甲は乙なり」の眞偽如何といふに、この場合に於ても全く不明なり。「一切の甲は乙なり」を偽なりとするに二箇の場合あり。一は一切の甲の乙にあらざる場合に於て、他は一部の甲の乙にして、一部の甲の乙にあらざる場合なり。若し前者なりとせよ。或甲は乙なり」の眞なるときは「或甲は乙

なりも亦等しく偽となるべし。されども若し後者なりとするときは、
「或甲は乙なり」は當然の事として真たらざるを得ざることとなる。

以上はAとIとの關係にのみ就きて説明を施したれども、EとOとの關係も全く之と同理なり。

正反對對當

第六 正反對對當 正反對對當とは主辭と賓辭とを同じうし、分量及び性質を異にする命題間に成立する關係をいふ。即ちAとOとの間及びEとIとの間に於ける關係これなり。此等の命題間には左の規則あり。

規則

正反對命題間に於ては、一の真なるときは、他は必ず偽にして、一の偽なるときは、他は必ず真なり。

全一切の甲は乙なり」といへるA命題を真なりとせよ。然るときは何れの甲も乙にして、乙にあらざるものなきが故に「或甲は乙にあらざ」といへるO命題は當然の事として偽たらざるを得ず。之を肯せずんば矛盾律を無視することとなる。されども若し「一切の甲は乙なり」を

一の真なるときは他は偽なり

一の偽なるときは他は真なり

偽なりとするときは、少くとも甲の何れかの部分に於て之を乙なりといふべからざるものありとを意味す。故にこの場合に於ては「或甲は乙にあらざ」は當然の事として真たらざるを得ざること、同一律によりて明白なり。

以上はAとOとの關係にのみ就きて説明を施したれども、EとIとの關係も全く之と同理なり。

括約

規則の再記

第七 括約 反對對當、小反對對當、從屬對對當及び正反對對當の四者は何れも特色を有すること、前述の如し。今便宜の爲に各對當の規則を再記すれば、左の如し。

(一) 反對命題間に於ては、兩者共に偽たることあるべしと雖も、兩者共に真たることなし。

(二) 小反對命題間に於ては、兩者共に真たることあるべしと雖も、兩者共に偽たることなし。

(三) 從屬對命題間に於ては、全稱の真なるときは、特稱も亦真なり。

特稱の偽なるときは、全稱も亦偽なり。されども特稱の真なるときと全稱の偽なるときとは、之に對する全稱及び特稱の真偽は不明なり。

(四) 正反對命題間に於ては、一の真なるときは、他は必ず偽にして、一の偽なるときは、他は必ず真なり。

對當法は實に此等の規則に基きて成立するものなるが、更に之をこの方法に對して直接に便宜なる形式として叙出するときは、左の如き八箇の規則となる。

- (一) Aの真なるときは、Iは真にして、E及びOは偽なり。
- (二) Aの偽なるときは、Oは真にして、E及びIは真偽不明なり。
- (三) Eの真なるときは、Oは真にして、A及びIは偽なり。
- (四) Eの偽なるときは、Iは真にして、A及びOは真偽不明なり。
- (五) Iの真なるときは、Eは偽にして、A及びOは真偽不明なり。
- (六) Iの偽なるときは、Aは偽にして、E及びOは真なり。

同一なる規則の形式を異にしたるもの

- (七) Oの真なるときは、Aは偽にして、E及びIは真偽不明なり。
- (八) Oの偽なるときは、Eは偽にして、A及びIは真なり。

此等の規則を一目瞭然たらしめんが爲に一表として示すときは、左の如し。

	O	I	E	A	
偽	真	偽		真	A
真	漢	漢		偽	E
真	偽		偽	漢	I
漢		偽	漢	偽	O
漢		真	偽	真	
	真	漢	偽	真	
		真	偽	偽	

右部なるA、E、I、Oは原命題を、その傍なる真及び偽はその命題の真なるときと偽なるときを示す。又上部なるA、E、Oはその場合に於ける他の命題を、その下なる真偽及び漢はその命題の真か偽か真偽不明かを示す。

對當に關する細表

●抽出法

概説

第三節 抽出法

第一 概説 抽出法とは、前にも略説せるが如く、一箇の命題の真として與へられたるものよりその中に包含せらるゝ事を一箇の命題と

して抽出する演繹法をいふ。何れの命題と雖も、その観察點を改むるときは、之を他の形式に變更することを得、抽出法といへるはかゝる變更を行ふことに外ならず。さればこの方法に在りては、縦ひその前提の同一なるにもせよ、観察點の異なるに對して、その斷定に於て相異することあるべきは勿論の事なり。抽出法の種類といへるは、即ちこの點より見られたるものと知るべし。而してその種類は既に本章第一節に於て列擧したるが如し。

この推論に於ける前提と斷定との分量を比較するに、前提の全稱なるときは、斷定は、場合により或は全稱となり、或は特稱となるべしと雖も、前提の特稱なるときは、斷定は必ず特稱なり。要するに、演繹法の必ず遵守すべき規則に従ひて、前提に於て周到せられざる名辭を斷定に於て周到せられたるものとして使用することなからんとせば、當然かくの如くならざるを得ざるなり。然るに命題の性質の點より見るときは、前提と斷定との間には一定の關係あるなし、歸する所に於て思

抽出法の種類

斷定は常に前提より小なり

也

變性法

想の根本的法則に背反することなからんには、斷定の性質が前提の性質と同一なると否とは、毫も之を問ふの必要なきなり。此等の諸點は各抽出法を論ずる場合に於て自ら明白となるべし。

第二 變性法 變性法とは原命題の性質を變更することによりて新命題を作爲する抽出法をいふ。その新命題を變性斷定といひ、原命題を之に對して變性前提といふ。

根據

この推論は原命題の賓辭をその正反對なる名辭となし、同時にその結辭の性質をも變更して、その正反對のものとなすことによりて成立するものにして、乙は非乙にあらざるといへる矛盾律を以てその根據とす。例へば、一切の甲は乙なりといへる命題の與へられたりとせよ。然るときは一切の甲は乙にして、決して乙にあらざるものたること能はず、換言すれば、非乙にあらざること矛盾律によりて明白なり。故にこの點より觀察すれば、この命題は當然變じて一切の甲は非乙にあらざるとなるべし。これ既に變性法の成立したるものなり。實例を以て

すれば、

一切の人は動物なり。

∴一切の人は非動物にわらず。

の如し。

今A、E、I、Oを原命題としてこれに正常なる變性法を施すときは、左の如き形式となる。

A 一切の甲は乙なり。 ∴一切の甲は非乙にわらず(E)

E 一切の甲は乙にわらず。 ∴一切の甲は非乙なり(A)

I 或甲は乙なり。 ∴或甲は非乙にわらず(O)

O 或甲は乙にわらず。 ∴或甲は非乙なり(I)

A及びEを原命題とする場合に於ては、對當法の從屬對對當の規則に照して、更に左の變性法を得べし。

A 一切の甲は乙なり。 ∴或甲は非乙にわらず(O)

E 一切の甲は乙にわらず。 ∴或甲は非乙なり(I)

變性法の形式

轉位法

此等の二者は、原命題の分量を制限したる變性法なるにより、之を限量變性法といふを得べし。之に對すれば前掲の四者は之を單純變性法と稱すべきなり。

第三 轉位法 轉位法とは原命題の主辭と賓辭との位置を轉換することによりて新命題を作爲する抽出法をいふ。その新命題を轉位斷定といひ、原命題を之に對して轉位前提といふ。

命題は二名辭の比較なり。而して此等の名辭が命題の主位に立つと賓位に立つとは、偶然の事實たるに過ぎず。「甲は甲なり」といへる同一律は又賓位なる甲の主位なる甲と一致することをも意味し「乙は非乙にわらず」といへる矛盾律は又「非乙は乙にわらず」といへることも意味す。轉位法は實に此等の原理を根據として成立す。而してこの推論を行ふに當りて特に注意すべきは、演繹法一般に通用する重要な法則にして、即ち

根據

直接に必要な規則

前提に於て周到せられざる名辭は斷定に於て周到せらるべからず

といへるもの、これなり。A、E、I、Oの四命題は何れもこの法則に背反することなくして、安全に轉位法を施すことを得べきか。左に之を研究すべし。

A命題の轉位

(一) A命題たる

一切の甲は乙なり……………一切の人は動物なり

に轉位法を施すときは、

或乙は甲なり……………或動物は人なり

といへるI命題となる。何となれば、前提の賓辭たる乙は肯定命題の賓辭として周到せられざるものなるが故に、之を斷定の主辭となす場合に於ては、上記の規則に従ひて、之に或といへる限定語を冠せしむるの必要あればなり。若しこの場合に於て漫然

一切の乙は甲なり……………一切の動物は人なり

となすが如きことわりとせば、演繹法の根本性質を脱出することとな

りて、即ち不正當の推論となる。

限量轉位法

上述の如く轉位法に於て前提の分量を制限したるものを以て斷定となす場合に於ては、之を限量轉位法といふ。

E命題の轉位

(二) E命題たる

一切の甲は乙にわらず……………一切の馬は牛にわらず

に轉位法を施すときは、

一切の乙は甲にわらず……………一切の牛は馬にわらず

といへるE命題となる。何となれば、この場合に於ける前提はE命題にして、主辭も賓辭も共に周到せらるゝが故に、單にその位置を轉換するにもせよ、毫も上記の規則に背反することなければなり。

上述の如く轉位法に於て前提と斷定とが單に主辭と賓辭との位置を轉換するに止まり、その分量に異動を與へざる場合に於ては、之を單轉位法といふ。

單純轉位法

I命題の轉位

(三) I命題たる

或甲は乙なり
に轉位法を施すときは、

或乙は甲なり

といへるI命題となる。何となれば、この場合に於ける前提はI命題にして、主辭も賓辭も共に周到せられざるが故に、その位置を轉換して、又I命題となす場合に於ても、亦等しく周到せられざるものとして存すべければなり。故にこの命題も亦單純轉位法を施し得るものを知るべし。

單純轉位法

の命題には轉位法を施し難し

(四) O命題たる

或甲は乙にあらず

は何れの轉位法も之を施すことを得ず。何となれば、前提の主辭たる「甲は特稱命題の主辭として、周到せられざるものなるが故に、漫然その位置を轉換するときは、之を否定なる斷定の賓辭として周到せられたるものとして使用するの犯則に陥るべければなり。實例を以て之を

示せば、

或人は商人にあらず

或商人は人にあらず

とするの不條理なるが如き、即ちこれなり。

要約

以上の研究を要約すれば、左の如し。

- (一) Aは限量轉位法によりてIとなる。
- (二) Eは單純轉位法によりてEとなる。
- (三) Iは單純轉位法によりてIとなる。
- (四) Oは何れの轉位法も之を施すを得ず。

以上の中、E命題は單純轉位法を施して、尙E命題を得るものなるが故に、對當法の從屬對對當の規則に照して、更にO命題を得べきは勿論の事なり。即ち

一切の甲は乙にあらず。

或乙は甲にあらず

複式抽出法

の如き、これなり。かくの如きは又限量轉位法といふべし。
 第四 複式抽出法 複式抽出法といへるは廣く使用し得べき稱呼なれども、茲には實際の便宜により變性法及び轉位法の種々に重複して使用せられたるものに外ならずとして説明すべき抽出法のみを一括したる稱呼として之を使用す。故に變性轉位併用法といへると全く同義なり。

この推論は原命題に變性法及び轉位法を施すことによりて新命題を作爲するものなるが、その最も簡單なるは二者を一回づゝ使用するものなり。而して思想の法則の許容する限り、特に演繹法の性質に背反せざる限り、更に之に變性法と轉位法とを交替的に施すときは、尙複雑なる多くの推論を得べし。何れも複式抽出法にあらざるはなし。

この推論には多くの種類ありと雖も、大別して二種とするを得。第一種は最初に原命題に變性法を施す一切のものを含み、第二種は最初に原命題に轉位法を施す一切のものを含む。此等の二種中に屬する

二大別

各箇のものは左の二表によりて簡單に之を舉示するを得べし。

第一種の複式抽出法

第一種					
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)
原命題	(一)の變性	(二)の轉位	(三)の變性	(四)の轉位	(五)の變性
A 甲—乙	E 甲—ろ	A 甲—ろ	E ろ—甲	A ろ—い	E い—ろ
I 甲—乙	O 甲—ろ	I ろ—甲	O ろ—い		
O 甲—乙	I 甲—ろ	O ろ—甲	I ろ—い		

第二種の複式抽出法

第二種				
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
原命題	(一)の轉位	(二)の變性	(三)の轉位	(四)の變性
A 甲—乙	I 乙—甲	O 乙—ろ	I ろ—乙	O ろ—い
E 甲—乙	I 乙—甲	A 乙—ろ	I ろ—乙	O ろ—い
I 甲—乙	O 乙—甲			
O 甲—乙	I 乙—甲			

「甲」「乙」「ろ」は主辭又は賓辭を示し、「い」と「ろ」とは「非甲」と「非乙」とを代表す。(二)は單に推論の經過を示すのみ。

此等の二表に就きて見るときは、Aの原命題たる場合に第一種に属するもの四箇と第二種に属するもの一箇とあり。Eの場合に第一種に属するもの二箇と第二種に属するもの三箇とあり。Iの場合に第二種に属するもの一箇あり。Oの場合に第一種に属するもの二箇あり。但し對當法の從屬對當の規則に照して考ふるときは、當然の事として、更に數箇のものあるを認むべし。讀者は變性法及び轉位法の場合より推考して、自ら之を理解せんことを要す。

何故に、複式抽出法が、以上に記述せるものを以て、その全部とするかは、變性法及び轉位法の場合を参照して、少しく考慮すれば直に明瞭たるを得べきが故に、今は之に關して贅説を與へざることをとす。而して此等多くの種類中に於て特別の名稱を有するものあり。即ち原命題の賓辭の正反對なるものを主辭とする斷定を有するものは之を非賓法といひ、原命題の主辭の正反對なるものを主辭とする斷定を有するものは、之を非主法といふ。

非賓法

非主法

今Aを原命題とする場合を以てこの推論の各種のものを示せば、左の如し。

實例

- 人是有惻隱之心者なり……………A
- ∴無惻隱之心者非有惻隱之心者は人にあらず……………E
- ∴或無惻隱之心者は人にあらず……………O
- ∴無惻隱之心者は非人なり……………A
- ∴或無惻隱之心者は非人なり……………I
- ∴或非人は無惻隱之心者なり……………I
- ∴或非人は有惻隱之心者にあらず……………O
- ∴或有惻隱之心者は非人にあらず……………O

關係變更法

第五 關係變更法 關係變更法とは原命題の關係を變更することによりて新命題を作為する抽出法をいふ。命題はその關係の點より定立命題、假設命題及び選擇命題の三者に區分すべきこと曩に論じたるが如し。關係變更法とは此等の一を原命題として、之を他の命題に

種類

變更する方法にして、これに左の四箇の場合あり。

- (一) 定立命題を假設命題に變更するもの
- (二) 假設命題を定立命題に變更するもの
- (三) 選擇命題を假設命題に變更するもの
- (四) 選擇命題を定立命題に變更するもの

一箇の定立命題又は假設命題を與へて、之を選擇命題に變更することの不可能なることは、思想の原理に照して直に明白なるが故に、茲には之を論ぜざるものと知るべし。

定立命題を假設命題に變更するもの

(一) 定立命題たる A、E、I、O を假設命題に變更するもの形式は左の如し。

A 一切の甲は乙なり。

∴ 若し甲なるときは、常に乙なり。

E 一切の甲は乙にあらす。

∴ 若し甲なるときは、決して乙にあらす。

I 或甲は乙なり。

∴ 若し甲なるときは、時としては乙なり

O 或甲は乙にあらす。

∴ 若し甲なるときは、時としては乙にあらす。

A 命題の場合に就きて一の實例を擧ぐれば、

一切の人は動物なり。

∴ 若し人なるときは、常に動物なり

の如し。

假設命題を定立命題に變更するもの

(二) 假設命題たる A、E、I、O を定立命題に變更するもの形式は左の如し。

A 若し甲が乙なるときは、丙は常に丁なり。

∴ 甲の乙たる一切の場合に丙の丁たる場合なり。

E 若し甲が乙なるときは、丙は決して丁にあらす。

∴ 甲の乙たる一切の場合に丙の丁たる場合にあらす。

I 若し甲が乙なるときは、丙は時としては丁なり。
 ∴ 甲の乙たる或場合は丙の丁たる場合なり。
 O 若し甲が乙なるときは、丙は時としては丁にわらず。
 ∴ 甲の乙たる或場合は丙の丁たる場合にわらず。
 E 命題の場合に就きて一の實例を擧ぐれば、
 若し今日が少雨なるときは、競漕は決して中止にわらず。
 ∴ 今日少雨なる一切の場所は競漕の中止なる場合にわらず
 の如し。

選擇命題を假
設命題に變更
するもの

(三) 選擇命題の最簡なるもの、即ち選擇せらるべきものの單に二箇
 なるものに就きて考ふるに、これに四箇の假設命題を包含することは、
 既に第四章第二節に於て之を研究したり。さればこの種の選擇命題
 を原命題となし、斷定として假設命題を得んとする場合に於ては、當然
 の事として茲に四箇の關係變更法の成立することとなる。即ち左の
 如し。

選擇命題を定
立命題に變更
するもの

甲は乙か又は丙かなり。
 ∴ 若し甲が乙ならざるときは、甲は丙なり。
 ∴ 若し甲が丙ならざるときは、甲は乙なり。
 ∴ 若し甲が乙なるときは、甲は丙にわらず。
 ∴ 若し甲が丙なるときは、甲は乙にわらず。
 選擇せらるべきものの三箇又は以上の場合に於ても、この理に準じ
 て之を論ずるを得べきが故に、今は之を贅せず。
 (四) 選擇命題は之を假設命題となすを得べく、又假設命題は之を定
 立命題となすを得べきこと、(三)と(二)とに於て示せるが如し。故に選擇
 命題を定立命題に變更することに就きては、他の説明を與へずして既
 に明瞭なるべし。
 要するに、關係變更法は單に原命題の意義を脱出することなき範圍
 内に於てその形式を適宜に變更して、關係の相異する他の命題となす
 に過ぎざるものなるが故に、固より一種の正當なる抽出法なり。

第六 附加法 附加法とは原命題の主辭と賓辭とに同一の言語を

附加することによりて新命題を作爲する抽出法をいふ。學者は之を二種に區別するを普通とすれども、こは必ずしも重要な事にあらず。一は原命題の主辭と賓辭とに同一の形容詞を附加するものにして例へば

一切の蟻は動物なり。

∴一切の赤き蟻は赤き動物なり

決定語附加直接推論

の如し。決定語附加直接推論といへるは、即ちこれなり。他は原命題の主辭と賓辭とに同一の名稱語を附加するものにして例へば

一切の馬は牛にあらず。

∴一切の馬の頭は牛の頭にあらず

複雜概念直接推論

の如し。複雜概念直接推論といへるは、即ちこれなり。

附加法は、之を概論すれば、要するに思想の原理に據るものとして解し得べきが故に、固より正當なる推論といふを得べし。されども精密

形式を以て論下し難し

に之を論ずるときは、附加する言語の如何によりて、往々にして演繹法の性質を破壊するが如き結果に陥り、不正當なる推論となることあるを認めざるを得ず。故に單に形式のみを以て一様に論下し難きものあり。形式的論理學者がこの種の推論を論せざることあるは、之が爲なり。今一二の實例を示せば、

一切の蟻は動物なり。

∴一切の最大なる蟻は最大なる動物なり

の如き、又は

一切の馬は牛にあらず。

∴一切の馬の屬する類(動物)は牛の屬する類(動物)にあらず

の如きは、何れも原命題の主辭と賓辭とに同一の言語を附加したるものなれども、事實上より見れば、之を正當なるものと認め難きが如き、即ちこれなり。これこの方法の他の抽出法の如く確實なる推論と認められざることある所以なり。されども徒に形式にのみ拘泥すること

なく、一方に於ては資料の如何をも注意し、他方に於ては十分に思想の法則、特に演繹法たることの性質を念頭に置きて、この方法を使用することあらんには又棄つべからざる一種の推論として承認することを得べきなり。

第七章 間接演繹法

第一節 間接演繹法概論

●間接演繹法
解間接演繹法の

第一 間接演繹法の解 間接演繹法とは直接演繹法に對する一種の推論にして、二箇又は以上の判断或は命題を以て前提となし、その中に包含せられたる一箇の判断或は命題を断定として得る所の方法といふ。例へば

木は草にあらず。

松は木なり。

∴松は草にあらず。

亞細亞人は東洋人なり。 日本人は亞細亞人なり。 東京人は日本人なり。 某は東京人なり。

∴某は東洋人なり

等の如し。

三箇又は以上の命題

中名辭

間接演繹法と直接演繹法とを比較するに、一見直にその異點を知り得べきは判断或は命題の數に在り、何となれば、後者は常に二箇の判断或は命題より成るに對して、前者は三箇又は以上の判断或は命題より成るをその性質となせばなり。又間接演繹法に於ては直接演繹法に於て見るべからざる一の重要なるものあり、そは前提に於てのみその用を果し、再び断定に現れざる名辭にして、之を中名辭といふ。第一例に於ける「木」及び第二例に於ける「亞細亞人」「日本人」及び「東京人」の如し。此等の名辭は前提中に於ける一の命題と他の命題との間に共通なる成分にして、他の名辭間の媒介、聯絡をなすの任務を有し、依りて以てその關係を断定として表示せしむることを得るものとす。

この推論を「間接演繹法」と稱するは、かゝる特別なる名辭の媒介によりて始めて断定に達し得べき演繹法なるが爲に外ならず。さればこの推論の前提たる二箇又は以上の命題は決して無關係のものたるを許さざるものと知るべく、又その断定たる命題は、此等の前提中の一箇

間接演繹法の精神を得ざる實例

又は或一部のもののみより來るものにわらずして、一切のものの聯絡せるものより來るものたらざるべからずとのことを了知せざるべからず。例へば

一切の人は動物なり。

一切の松は植物なり

といへる二命題を以て間接演繹法の前提なりとすること能はざるが

如き、又

一切の馬は牛にわらず。

この動物は牛なり

といへる二命題を與へて、

∴この動物は非牛にわらず

となすか、又は

∴或馬は非牛なり

となすが如きは、何れも間接演繹法にわらずとのことを銘記せざるべ

からず。

三段法

間接演繹法の模範的なるものは三箇の定立命題より成るものにして、通常之を三段法と稱す。他の一般の間接演繹法は、この推論を標準として之を説明し得べきものなるが故に、次節に於ては特に之に關して更に詳述する所あるべし。

間接演繹法の根據

第二 間接演繹法の根據 如何なる推論も思想の原理を離るべからざるが故に、間接演繹法も固より之によりて支配せらる。されどもこの推論は直接演繹法よりも複雑のものなるを以て、又特殊なる種々の法則に準據するの必要あり。曩に述べたるが如く、斷定に於て説く所は決して前提に於て説く所よりも大なるべからざることは、演繹法全般に通ずる法則なるが故に、間接演繹法も當然の事としてこの法則を確守せざるを得ざるは勿論、尙他の種々の特殊的法則によりて支配せらる。模範的なる間接演繹法、即ち定立三段法に就きて之を考ふるに、その公理と稱せらるゝものと通則と稱せらるゝものとの存するの

みならず、更に尙一層特殊なる多くの規則あるを見る。而して何れの法則と雖も之に違反すれば正當なる間接演繹法たるの資格を失ふ。間接演繹法の他の種類のものに在りては、此等の法則をその基礎として必要とするの外、又他の特殊なる規則によりて支配せらる。この種の規則も、かゝる特殊なる推論に對しては、又必要にして輕視すべからざるものたるや論なし。

間接演繹法は、上述せる諸法則に服從して、始めて正當なるものとして成立するを得。その詳細は、この推論の各種のものを論ずる場合に至りて、之を明ならしむべきが故に、今は一々之を詳述するの煩を避けざるべからず。

間接演繹法の種類

略式

第三 間接演繹法の種類 間接演繹法には多くの種類あり。大別して單式、略式及び複式の三種とするを得。單式間接演繹法とは單に三箇の命題より成るものをいひ、廣く三段法と稱せらるゝ一切のものを含み、略式間接演繹法とは完全なる間接演繹法の一部の省略せ

複式

られたるものをいふ。複式間接演繹法とは四箇又は以上の命題より成るものにして、その實は單式間接演繹法の複合によりて成立せるものに過ぎざるものをいふ。此等の中單式は又之を正體といひ、略式及び複式は之を變體といふ。

變體

この區分を一表として示すときは、左の如し。

正體間接演繹法：單式間接演繹法

間接演繹法

變體間接演繹法

略式間接演繹法

複式間接演繹法

間接演繹法は又之を純粹及び混成の二種とすることあり。純粹間接演繹法とは推論を構成する命題が悉く關係の同一なる命題のみより成るものをいひ、混成間接演繹法とは關係の同一ならざる命題より成るものをいふ。純粹間接演繹法に(一)純粹定立間接演繹法(二)純粹假設間接演繹法及び(三)純粹選擇間接演繹法の三種あり。(一)は定立命題のみを以て(二)は假設命題のみを以て(三)は選擇命題のみを以て成る。

純粹

混成

但し(三)はその實例を見ること極めて稀なり。混成間接演繹法に(一)混成假設間接演繹法(二)混成選擇間接演繹法及び(三)假設選擇間接演繹法の三種あり。(一)は假設命題及び定立命題より成るものにして、又之を假設定立間接演繹法ともいふ。(二)は選擇命題及び定立命題より成るものにして、又之を選擇定立間接演繹法ともいふ。(三)はその名稱の示すが如く假設命題と選擇命題とを有するものにして、通常は之を二重體ともいふ。

この區分を一表として示すときは、左の如し。

純粹間接演繹法

純粹定立間接演繹法

純粹假設間接演繹法

純粹選擇間接演繹法

間接演繹法

混成間接演繹法

混成假設間接演繹法

混成選擇間接演繹法

假設選擇間接演繹法

本書採用の區分

間接演繹法は上述せる二種の區分法を併用するときは一層詳密なる區分をなし得べきこと固より論なし。されども本書に於ては、或便宜の爲に左の六種に區別して之を論せんとす。

(一)定立三段法 (二)假設三段法 (三)選擇三段法

(四)假設選擇三段法 (五)略式間接演繹法 (六)複式間接演繹法

(一)乃至(四)は純粹と混成とを問はず、三箇の命題を以て完全に成立するもの、即ち正體なるもの、一切を含み(五)及び(六)はかくの如くならざるもの、即ち變體なるもの、一切を含む。而して此等の中、定立三段法に就きては特に精密に之を研究する所あるべし。蓋し他の一切の種類はこの研究に基きて容易に理解せらるべき便宜あるを以てなり。

第二節 定立三段法の解

●定立三段法の解
定立三段法の構造

第一 定立三段法の構造 定立三段法又單に三段法といへるは、即ち正體純粹定立間接演繹法の義にして、單に三箇の定立命題のみによ

りて完全に成立する所の演繹法を指す。詳言すれば、二箇の定立命題を前提としたるものより、その中に包含せられたる一箇の定立命題を断定として得る所の推論なり。即ち左の如し。

- 一切の動物は生物なり……一切の丙は乙なり。
- 一切の馬は動物なり……一切の甲は丙なり。
- ∴一切の馬は生物なり……一切の甲は乙なり。

構造の分解
 中名辭
 小名辭、大名辭
 大前提
 小前提

今前例に就きてこの推論の構造を分解すれば「動物」は前提なる二命題中の何れにも存する共通成分にして「馬」及び「生物」の間に立ちてこれが關係如何を示すべき媒介をなす。これ即ち中名辭なり。断定の主辭たる「馬」は之を小名辭といひ、その賓辭たる「生物」は之を大名辭といふ。而して前提中の一命題にして、大名辭と中名辭と比較せらるゝもの、即ち「一切の動物は生物なり」は、之を大前提といひ、小名辭と中名辭と比較せらるゝもの、即ち「一切の馬は動物なり」は、之を小前提といふ。而して小名辭と大名辭と比較せらるゝもの、即ち「一切の馬は生物なり」は、當然

断定

の事として此等の前提に對する断定なりと知るべし。

以上の如くなるを以て、三段法は大前提、小前提及び断定の三命題より成るものにして、その中に包含せらるゝ名辭は、數に於て六箇なりと雖も、その實は三箇の別種なる名辭、即ち大名辭、小名辭及び中名辭が何れも二回づゝ使用せらるゝものなるを見るべし。若しこの性質を缺くことあらんか、三段法は決して成立することを得ざるものとす。されば曩に例示せるが如く、

一切の人は動物なり。

一切の松は植物なり。

といへる二箇の命題が漫然前提として與へられたる場合に於ては、一方より見れば、四箇の別種なる名辭あり、他方より見れば、中名辭となりて二命題の聯絡を圖るべきものゝ存せざるが故に、決して正當なる三段法を成立せしむること能はざるなり。

命題排列の順序

三段法に於ける命題排列の順序は、必ずしも一定せるものにあらず、

最初に断定を與へて、その理由として前提を附するものあり。又大前提と小前提との位置の顛倒するものあり。その何れと雖も決して不正當なりとすべきにあらず。唯前に示せるものを以てその順序の最も自然にして、之を模範的のものとなすべきのみ。

間接演繹法の模範

この推論は間接演繹法の模範なり。若し之を複合するときは、複式間接演繹法を得べく、若し之を省略するときは、略式間接演繹法を得べし。若し又この推論を組成する命題の全部又は一部が關係の同一ならざる他の命題より成るものとせんか、當然の事として假設三段法又は選擇三段法等と稱せらるゝものとなる。要するに、定立三段法は他のあらゆる間接演繹法の終局なる形式なりといふを得べし。

論體

第二 論體 定立三段法は、之を組成する三箇の命題の種類及びその結合の順序を異にするによりて、多くの種類に區別せらる。之を論體上より見られたる三段法の種類といふ。されば論體とは、之を定義して下の如くいふを得べし。曰く、論體とは、三段法を組成する命題の

種類及びその結合の順序の異同せる點より觀察せられたる三段法の形式なりと。例へば

一切の丙は乙なり……………A

一切の甲は丙なり……………A

∴一切の甲は乙なり……………A

の如きは之をAAAの論體といひ、

一切の乙は丙なり……………A

一切の甲は丙にあらず…E

☉一切の甲は乙にあらず…E

の如きは之をAEEの論體といふ、

論體に如何に多くの種類あるかは明確に之を研究せざるべからず、

而して論體はA、E、I、Oの四命題中の同種又は異種のもものが三箇づゝ

結合せらるゝことによりて組成せらるゝこと勿論なり、今その正否

を別問題として一切の論體を調査するに、これに左記の如き六十四箇

論體の種類

のものあるを見る。

Aを大前提とするもの

A A A A A E A A I A A O

A E A A E E A E I A E O

A I A A I E A I I A I O

A O A A O E A O I A O O

Eを大前提とするもの

E A A E A E E A I E A O

E E A E E E E I I E E O

E I A E I E E I I E I O

E O A E O E E O I E O O

Iを大前提とするもの

I A A I A E I A I I A O

I E A I E E I E I I E O

六十四箇の論體

I I A	I I E	I I I	I I O
I O A	I O E	I O I	I O O

○を大前提とするもの

O A A	O A E	O A I	O A O
O E A	O E E	O E I	O E O
O I A	O I E	O I I	O I O
O O A	O O E	O O I	O O O

以上の六十四箇以外に於ては一も他の論體の存することなきは、説明を與へずして明白なるべし。されば吾人が正當なる論體として採用しつゝあるものも、必ず此等の中に屬するものたらざるべからざるは、亦當然の事なり。而して此等六十四箇の論體に就きてその正否を吟味するは、實に定立三段法の諸法則に在り。

圖式

第三 圖式 定立三段法は互に論體に於て異なるのみならず、又前提中に於ける名辭の位置に於て同じからざるものあり。之を圖式上

より見られたる三段法の種類といふ。されば圖式とは之を定義して下の如くいふを得べし。曰く、圖式とは三段法を組成する前提中に於ける名辭の位置の異同せる點より觀察せられたる三段法の形式なりと。例へば

一切の丙は乙にあらず……E
 或甲は丙なり……I
 ∴或甲は乙にあらず……O
 としへる三段法と

一切の乙は丙にあらず……E
 或甲は丙なり……I
 ∴或甲は乙にあらず……O
 としへる三段法と

といへる三段法とは、共にEIOにして、論體に於ては同一なれども、圖式の點より見れば別種のものとなせざるべからざるが如し。

圖式に四種あり。中名辭の位置を本として之を考ふるを便宜とす。

第一圖式
第二圖式
第三圖式
第四圖式

第一種は大前提に於て主辭、小前提に於て賓辭たるものにして、之を第一圖式といふ。第二種は大小兩前提に於て共に賓辭たるものにして、之を第二圖式といふ。第三種は大小兩前提に於て共に主辭たるものにして、之を第三圖式といふ。第四種は大前提に於て賓辭、小前提に於て主辭たるものにして、之を第四圖式といふ。即ち左表の如し。

	第一圖式	第二圖式	第三圖式	第四圖式
大前提	中—大	大—中	中—大	大—中
小前提	小—中	小—中	中—小	中—小
斷定	小—大	小—大	小—大	小—大

第一圖式は名辭の位置最も自然にして、推論をなすに極めて平易なり。第二圖式より第三圖式となり、第三圖式より第四圖式となるに従ひて、漸次に自然と平易との度を低減す。以上四種の圖式は、又中名辭の位置に基きて、(一)主賓、(二)賓々、(三)主々、(四)賓主として之を區別するを得。論體と圖式とは全く別異なる點より觀察せられたる三段法の形式

なるが故に、若し六十四箇の論體が悉く四箇の圖式を有することありと假定するときは、三段法はその種類に於て二百五十六箇の別あるを認めざるを得ざるに至る。されどもかくの如きは固より誤解なり。六十四箇の論體中には固より不正當なるものあり。又四箇の圖式は必ずしも何れの論體にも適用せらるるといふにあらず。従ひて論體及び圖式上より見て全く正當なる三段法は、その實は極めて僅少なるものに過ぎざるを事實とす。此等の點は後節に至りて十分に明白なるを得べし。

第三節 定立三段法の諸法則

●定立三段法の諸法則
概説

第一 概説 定立三段法が正當なるものたらんが爲には、その終局の根據としては、固より思想の原理に従はざるべからず。されどもこの推論は既に或特殊の形式を有するものなるが故に、従ひて又特殊なる種々の法則を必要とす。而して此等の特殊なる法則と雖も、又これ

に種類なき能はず。大別して之を三種とすべし。(一)定立三段法の公理(二)定立三段法の通則及び(三)各圖式の特則と稱せらるゝもの、即ちこれなり。左に順を逐ひて之を略説すべし。

定立三段法の公理

第二 定立三段法の公理 定立三段法の公理といへるは二箇の定立命題を前提として一箇の定立命題を断定とする場合の事に關する根本的なる法則にして、三段法に關する諸法則中に在りて最も簡單、明瞭なるものを指す。これに左の三箇のものあり。

第一公理

第一公理 甲、乙の二名辭が共に第三名辭たる丙と一致するときは、甲、乙の二名辭は互に一致す。

第二公理

第二公理 甲、乙の二名辭中、一は第三名辭たる丙と一致し、他は之と一致せざるときは、甲、乙の二名辭は互に一致せず。

第三公理

第三公理 甲、乙の二名辭が共に第三名辭たる丙と一致せざるときは、甲、乙の二名辭は或は一致し、或は一致せず。

今此等の公理を簡單に説明せんが爲に數量を藉りて之を示すとき

は、左の如し。

第一公理の解

第一公理に於ては先づ丙を一〇〇とせよ。然るときは甲も乙も之と一致するが故に、共に一〇〇なり。故に甲と乙とは當然の事として正に一致するを見るべし。

第二公理の解

第二公理に於ても、先づ丙を一〇〇とせよ。然るときは甲、乙中の一は之と一致するが故に、一〇〇なるべしと雖も、他は之と一致せざるが故に、一〇〇たることなくして、例へば一二〇又は八〇等なるべし。故に甲と乙とは同數量たることなくして、即ち一致せざるを見るべし。

第三公理の解

第三公理に於ても、先づ丙を一〇〇とせよ。然るときは甲も乙も之と一致せざるが故に、共に一〇〇たることなし。されども二者が丙と一致せざる場合に二箇あり。一は甲と乙と同數量にして、共に丙と一致せざる場合にして、他は甲と乙と異數量にして共に丙と一致せざる場合なり。例へば甲も乙も一二〇なる場合の如きは前者に該當し、甲は一二〇、乙は八〇なる場合の如きは後者に該當す。由是觀之、甲と乙

公理の性質

とが共に丙と一致せざる時は、甲と乙との一致すると否とは、事實の如何によるものにして、決して一定せるものにあらざるを知るべし。
第一公理は斷定の肯定的なる場合に關し、第二公理は斷定の否定的なる場合に關し、第三公理は何たる斷定をも抽出し難き場合に關す。又此等の公理は、要するに、思想の原理たる同一律、矛盾律及び排中律を三段法の場合に應用したるものに外ならざること、は、少しく考慮すれば、容易に明瞭なるべし。

有無法

往時は有無法と稱せらるゝものを以て三段法の公理と認めたることあり。今日と雖も之を採用するものあり。即ち如何なる事物たるを問はず、その一切のものに就きて肯定又は否定せらるゝことは、その中に包含せらるゝ各箇のものに就きても亦肯定又は否定せらるべしといへるもの、これなり。この法則の簡單、明瞭のものたるは固より言を俟たず。されどもこの法則は、一方より見れば、演繹法一般に通ずる

法則となすを得べく、必ずしも特に三段法の公理として之を論ずるの適切ならざるものあり。又他方より見れば、特に第一圖式の論體例へば一切の人は動物なり。余は人なり。故に余は動物なりといふが如きもののみ適當したる法則となすを得べしと雖も、他の圖式の論體に對しては直接にかくの如くなるを得ざるものあり。これ茲に三段法の公理として之を論せざる所以なり。

定立三段法の通則

第三 定立三段法の通則 定立三段法が一種の正常なる推論として成立せんが爲には、如何なる圖式の論體たるに拘らず、必ず準據せざるを得ざる多くの規則あり。これは思想の原理又は定立三段法の公理よりも一層直接に三段法の正否を吟味し得べき試金石となるものにして、之を定立三段法の通則といふ。

本則及び副則

通則を大別して、本則及び副則とするを得。本則中には、推論の成分に關するもの二箇、名辭の分量に關するもの二箇、命題の性質に關するもの三箇あり。副則は何れも本則より演繹し得るものにして、これに

三箇あり、即ち左の如し。

推論の成分に関するもの

第一通則 定立三段法は必ず三箇の名辭によりて成立せざるべからず。

第二通則 定立三段法は必ず三箇の命題によりて成立せざるべからず。

名辭の分量に関するもの

第三通則 中名辭は少くとも一回は周到せられざるべからず。

第四通則 前提に於て周到せられざる名辭は断定に於て周到せらるべからず。

命題の性質に関するもの

第五通則 少くとも前提の一方は肯定ならざるべからず。

第六通則 前提の一方否定なるときは、断定も亦否定ならざるべからず。

第七通則 二箇の前提共に肯定なるときは、断定も亦肯定ならざるべからず。

副則

第八通則 少くとも前提の一方は全称ならざるべからず。

第九通則 前提の一方特稱なるときは、断定も亦特稱ならざるべからず。

第十通則 特稱大前提及び否定小前提よりしては何たる断定をも得ること能はず。

推論の性質に関するもの、即ち第一通則及び第二通則は三段法の組織を分解して、之を叙述したるに過ぎざるが故に、必ずしも規則として掲ぐるを要せずと雖も、今は暫く通常の見解に従ふ。名辭の分量に関するものの一なる第四通則は演繹法一般の根本性質に基きたるものなるが故に、特に三段法の通則として掲げざるを得べしと雖も、これ亦暫く從來の慣例に依る。又命題の性質に関するものは、學者多く二箇

第六通則及び第七通則に関する注意

として之を表す。この場合に於ては、第七通則を除き、第六通則を左の如くなすに在り。

前提の一方否定なるときは、断定も亦否定なるべく、断定の否定なるときは、前提の一方亦否定ならざるべからず。

されども本書に於ては、公理との関係上、之を上記の三箇となすを以て寧ろ適當なりと認めたり。これより各通則に就きてこれが略解を付すべし。

第一通則及び第二通則の説明

第一通則及び第二通則の説明 定立三段法は、大名辭、小名辭及び中名辭の三名辭が何れも二回づゝ使用せらるゝことによりて成立するものなること、並に大前提、小前提及び断定の三命題によりて組織せらるゝものなることは、既に本章第二節に於て之を研究せるが如し。第一及び第二の通則は唯この事實を叙出したるものに過ぎず。而して第一通則に違反する場合に於ては、之を四名辭の誤謬といふ。

四名辭の誤謬 第三通則の説明

第三通則の説明 中名辭は少くとも一回は周到せられざるべから

ずといへるは、二回共に周到せられざるるときは不正當なる三段法となることを意味す。

中名辭不周到の誤謬

中名辭は公理に於ける第三名辭たる「丙」に該當するものにして、大名辭と小名辭との關係を示すべき媒介語なり。若し大名辭と比較せらるゝ中名辭が周到せられずして、或部分を意味し、小名辭と比較せらる中名辭も亦周到せられずして、或部分を意味するときは、二者の比較せらるゝ中名辭の或部分といへるものは、果して同一のものなりや、否や不明なるが故に、媒介語たるの用をなすこと能はざることとなりて、嚴格なる意義に於ける中名辭たることを得ざることとなるべし。かくの如きを中名辭不周到の誤謬といふ。例へば

或友人は商人なり。

某は友人なり。

∴某は商人なり。

一切の松は植物なり。

一切の梅は植物なり。

∴一切の梅は松なり

等の如きは、其にこの誤謬に陥れるものとす。さればこの誤謬を避けんとせば、少くとも中名辭の一方をして周到せられたるものたらしむるの必要あり。例へば

一切の動物は生物なり。

一切の魚類は動物なり。

∴一切の魚類は生物なり

といふが如きは、正にこの要求に應じたるものなり。この場合に於ては、大前提に於て一切の動物が或生物と一致することを示しつゝあるを以て、小前提に於ける一切の魚類と一致する或動物と雖も、亦當然の事として或生物と一致することを意味す。さればこの「動物」といへる名辭は明に二前提に於て同一部分の意義に使用せられ、他の二名辭の間に立ちて媒介標準たるの用を果し、十分に中名辭たるの資格を具有

しつゝあるものとす。

第四通則の説明

第四通則の説明 前提に於て周到せられざる名辭は断定に於て周到せらるべからずといへるは、之に違反すれば演繹法の根本性質を破壊するに至るべき重要な規則たることは、直接演繹法の場合に於ても既に之を一言したり。三段法も演繹法の一様なるが故に、その断定に於ける名辭は必ず前提に於けるよりも大なることあるべからず。これこの通則ある所以なり。

三段法に於てこの通則に違反する場合に二種の誤謬あり。一は大[△]名辭[△]の借越[△]にして、例へば

大名辭の借越

一切の石は可轉物なり。

吾が心は石にあらず。

∴吾が心は可轉物にあらず

の如し。他は小[△]名辭[△]の借越[△]にして、例へば

小名辭の借越

一切の馬は人にあらず。

一切の人は動物なり。

∴一切の動物は馬にわらず

の如し。

第五通則の説

第五通則の説明 少くとも前提の一方は肯定ならざるべからずといへるは、二箇の否定命題を前提とするときは、正當なる断定を得べからずとのことを意味するものにして、第三公理を變形して、一層直接的のものとしたるに過ぎず。甲、乙の二名辭が共に丙と一致せざるときは、甲、乙の二名辭は或は一致し、或は一致せざるものなること、第三公理の示すが如し。こは大名辭と小名辭とが共に中名辭と一致せざるときは、二名辭の一致すると、然らざるとは事實の如何に由るとのことに説くに外ならず。即ち二箇の否定前提よりは何たる断定をも抽出し難しとのことを示すものなり。何となれば、大名辭の中名辭と一致せざるは、大前提の否定たる場合にして、小名辭の中名辭と一致せざるは、小前提の否定なる場合なるが故に、かくの如く二箇の否定命題を前提

否定二前提の誤謬

第六通則の説

とするときは、小名辭と大名辭とに關しては決して一定せる斷言をなし難しとのことを説くものなればなり、而してこの通則に違反するときは、通常之を否定二前提の誤謬といふ。

第六通則の説明 前提の一方否定なるときは、断定も亦否定ならざるべからずといへるは、第二公理を變形して、一層直接的のものとしたるに過ぎず。甲、乙の二名辭中、一が丙と一致し、他が之と一致せざるときは、甲、乙の二名辭は互に一致せざるものなること、第二公理の示すが如し。一が丙と一致するは、即ち肯定なる場合にして、他が之と一致せざるは、即ち否定なる場合なるが故に、かくの如く前提の一方が肯定にして、他方が否定なるときは、甲と乙とは一致せずして、断定は必ず否定ならざるを得ざることとなる。

第七通則の説

第七通則の説明 二箇の前提共に肯定なるときは、断定も亦肯定ならざるべからずといへるは、第一公理を變形して、一層直接的のものとしたるに過ぎず。甲、乙の二名辭が共に丙と一致するときは、甲、乙の二

名辭は互に一致するものなること、第一公理の示すが如し。この公理を第五通則と第六通則とに就きて説明せると同様の觀察點より見るときは、當然の事としてこの通則の成立する所以を解すべし。

學者中、この通則を設けざるもの甚だ多し。この場合に於ては、第六通則に附加するに「断定の否定なるときは、前提の一方亦否定ならざるべからず」といへることを以てす。されども第三公理及び第二公理を第五通則及び第六通則として表すの必要ありとせば、之と同時に第一公理を第七通則として表すべきは固より當然の事なり。且つ既に第七則の存することあらんか、かゝる附加をなすは全く無用となるべし。何となれば、かくの如きは第五、第六、及び第七の通則よりして當然演繹し得べきことの明白なるものなればなり。

第八通則の說明

第八通則の說明 少くとも前提の一方は全稱ならざるべからずといへるは、二箇の特稱命題を前提となす場合に於ては、正當なる断定を得べからずとのことを意味す。前提なる二箇の命題が共に特稱なる

場合を考ふに、これに左の三箇あり。

- (一) 二前提共に特稱否定なる場合
- (二) 二前提共に特稱肯定なる場合
- (三) 前提の一は特稱肯定にして、他は特稱否定なる場合

(一)は二箇の否定前提の場合なるが故に、何たる断定をも得べからざることを、已に第五通則に於て明に之を示しつゝあり。(二)は前提中に一も周到名辭を有せざるを以て、中名辭をして一回たりとも周到せられたるものたらしむると能はずして、第三通則に反す。(三)は前提中に一箇の周到名辭あり。之を第三通則に従ひて中名辭として使用するとき、他に一も周到名辭なし。然るにこの場合に於ては前提の一方否定なるが故に、第六通則によりてその断定も當然否定ならざるべからず。然るときは断定の賓辭たるべき大名辭は周到せらるゝこととなる。されどもかくては前提に於て周到せられざる名辭を断定に於て周到せられたるものとして使用することとなりて、第四通則に反す。

特稱二前提の誤謬

第九通則の說明

以上の如くなるを以て、二箇の特稱命題を前提とするときは何れの場合に於ても決して正當なる断定を得べからざること明白なり。この通則に違反するときは、通常之を「特稱二前提の誤謬」といふ。

第九通則の說明 前提の一方が特稱なるときは断定も亦特稱ならざるべからずといへるは、左の如く説明するを得べし。前提の一方が特稱なる場合を考ふるに、これに左の三箇あり。

(一) 二前提共に否定にして、その一が特稱なる場合

(二) 二前提共に肯定にして、その一が特稱なる場合

(三) 前提の一が肯定、他が否定にして、その一が特稱なる場合

(一)は第五通則によりて断定を得べからざる場合なるが故に、茲に之を論ずるの要なし。(二)は前提中に一箇の周到名辭あり。之を第三通則に従ひて中名辭として使用し去るときは、他に一も周到名辭なし。

而してこの場合に於ては、二前提共に肯定なるが故に第七通則によりて断定も亦肯定ならざるべからず。故に断定は當然特稱肯定命題と

なるべし。然らずんば第四通則に反す。(三)は前提の一が命題ならば、他はA命題たるべく、一がE命題ならば、他はI命題たるべき場合なり。何れの場合に於ても前提中に二箇の周到名辭あり。而してその一は第三通則に従ひて中名辭として使用し去るべきにより、断定に於ては單に一の周到名辭を有し得べきのみ。然るにこの場合に於ては、前提の一方否定なるが故に第六通則によりて断定も亦否定ならざるべからざるを以て、この周到名辭はその賓辭として使用せられざるべからず。従ひて断定は當然の事として特稱否定命題となるべし。然らずんば第四通則に反す。

以上の如くなるを以て、前提の一方特稱なるときは、何れの場合に於てもその断定も亦特稱ならざるを得ざるものと知るべし。

第十通則の說明 特稱大前提及び否定小前提よりしては何たる断定をも得ること能はずといへるは、左の如く簡單に説明するを得べし。

二箇の前提が共に否定なるべからざること、第五通則によりて明

第十通則の說明

なるが故に、この場合に於ける特稱大前提は〇命題たることなくして、必ずI命題たるべし。故に大名辭の周到せられざるを規則とす。然るに此の場合に於ても、小前提は尙否定なるが故に、その断定は第六通則によりて當然否定とならざるべからず。かくては前提に於て周到せられざる大名辭を否定断定の賓辭として周到せられたるものとして使用するごととなりて、第四通則に反す。

以上十箇の通則は輕重本末等の點に於て互に異同あること固より明白なりと雖も、定立三段法の全般に就きて直接にその正否を吟味せんとするに當りては、何れの通則と雖も等しく重要なものたるを失はず。定立三段法の通則として此等のものを一括して歴擧したるも、實に之が爲なり。

各圖式の特則

第四 各圖式の特則 何れの圖式に於ける論體と雖も、通則によりて一様に支配せらるべきは勿論なりと雖も、各圖式は互に名辭の位置を異にするが故に、又特殊なる規則を有し、之に合致するものにあらす

んば、之をその圖式上に於ける正常なる論體として採用すること能はず。之を各圖式の特則といふ。此等の特則は、歸する所、通則を特殊なる場合に應用したるものに過ぎざるが故に、茲に之を詳述するの要なしと雖も、實際上に於て極めて便宜なる規則なることは、之を否定すべからず。故に左に各圖式の特則を記載し、各則に關して單に一言を附するに止むべし。讀者は自らその足らざる所を補はんことを要す。尙學者中、此等の特則それ自身より、又は特則と通則とよりして更に演繹し得べきものを擧げて、之を特則中に並立せしむるものありと雖も、かくの如きは何れも蛇足たるに過ぎずと知るべし。

第一圖式の特則

第一圖式(主賓)に於ては、左の如き二箇の特則あり。

第一特則 小前提は肯定ならざるべからず。

第二特則 大前提は全稱ならざるべからず。

小前提を否定とせば、大名辭僭越の誤謬に陥るにより、第一特則の必要あり。小前提が第一特則によりて肯定なるが故に、大前提を特稱と

第二圖式の特則

せば、中名辭不周到の誤謬に陥るにより、第二特則の必要あり。

第二圖式(賓々)に於ては、左の如き二箇の特則あり。

第一特則 前提の一方は否定ならざるべからず。

第二特則 大前提は全稱ならざるべからず。

二前提を共に肯定とせば中名辭不周到の誤謬に陥るにより、第一特則の必要あり。前提の一方が第一特則によりて否定なると同時に、断定も亦否定たるべきが故に、大前提を特稱とせば、大名辭僭越の誤謬に陥るにより、第二特則の必要あり。

第三圖式の特則

第三圖式(主々)に於ては、左の如き二箇の特則あり。

第一特則 小前提は肯定ならざるべからず。

第二特則 断定は特稱ならざるべからず。

小前提を否定とせば、大前提肯定となりて、大名辭僭越の誤謬に陥るにより、第一特則の必要あり。小前提が第一特則によりて肯定なるが故に、断定を全稱とせば、小名辭僭越の誤謬に陥るにより、第二特則の必要あり。

要あり。

第四圖式の特則

第四圖式(賓主)に於ては、左の如き三箇の特則あり。

第一特則 大前提肯定なるときは、小前提は全稱ならざるべからず。

第二特則 小前提肯定なるときは、断定は特稱ならざるべからず。

第三特則 前提の一方否定なるときは、大前提は全稱ならざるべからず。

大前提の肯定なる場合に小前提を特稱とせば、中名辭不周到の誤謬に陥るにより、第一特則の必要あり。小前提の肯定なる場合に断定を全稱とせば、小名辭僭越の誤謬に陥るにより、第二特則の必要あり。前提の一方否定なるときは、断定も亦否定なるべきが故に、大前提を特稱とせば、大名辭僭越の誤謬に陥るにより、第三特則の必要あり。

第四節 正當なる定立三段法

●正當なる定立三段法

第一 正當なる論體 如何なる定立三段法を正當なるものとなすかを知得せんとせば、豫め正當なる論體と稱せらるゝものを研究するを要す。定立三段法は論體の點より見るときは、これに六十四箇の別あること、前に説きたるが如し。されども此等の論體と雖も、若し通則に違反するものあらば、之を不正當なるものとして排除すべきは勿論にして、この排除を免れたるもののみ、始めて正當なる論體と稱せらるべき資格あり。

正當なる論體は六十四箇の論體を逐一通則に照して吟味することによりて、之を知るを得。然るときは左に記載する十一箇の論體のみ正當にして、他の五十三箇の論體は一箇又は以上の通則に違反するが爲に、不正當のものとして之を排除すべきものなるを見るを得べし。

- A A A A A I A E E A E O A I I A O O
- E A E E A O E I O I A I O A O

又他に正當なる論體を知るべき一の方法あり。そは前提のみに就

きて、之を通則によりて吟味し、單に正當なるもののみ通則に従ひたる断定を與ふることによりて、之を知るもの、即ちこれなり。六十四箇の論體中、その前提のみに就きて考ふれば、これに左の如き十六箇の異種あるを見る。

- A A A E A A A O E A E E E I E O
- I A I E I I I O O A O E O I O O

以上の中 E E E O O E 及び O O の四者は第五通則に反するにより、I I I O 及び O I の三者は第八通則に反するにより、又 I E は第十通則に反するにより、何れも之を排除せざるべからず。かくの如くするときは、正當なる前提として左の八箇を餘す。

- A A A E A I A O E A E I I A O A

今此等の前提に通則に従ひたる断定を與ふるときは、前の方法によりて得たる所と全く同一の結果に達することを得。乃ち知るべし、論體として正當なるものは必ず通則に従ひたるものならざるべからず

して、實に前記の十一箇のものならざるべからざることを。
されども以上は單に論體として正當なるものを檢したるに過ぎず、如何なる論體と雖も、その實は或種の圖式を有せざるものなし。故に實際上に於て眞に正當なる三段法の如何なるものかを知得せんとせば、更に此等の論體を各圖式上に於ける特則に照して、之を吟味するの必要あることを忘るべからず。

第一圖式の正當なる論體

第二 第一圖式の正當なる論體 第一圖式に於ては、十一箇の正當なる論體中、第一特則に違反するAEE、AEO及びAEOの三者と第二特則に違反するIAI及びOAOの二者とは、之を排除せざるべからず。然るときは正當なるものとして左の六箇を餘す。

AAA AAI AII EAE EAO EIO

第二圖式の正當なる論體

第三 第二圖式の正當なる論體 第二圖式に於ては、十一箇の正當なる論體中、第一特則に違反するAAA、AAI、AII及びIAIの四者と第二特則に違反するOAOとは、之を排除せざるべからず。然る

ときは正當なるものとして左の六箇を餘す。

AEE AEO AOO EAE EAO EIO

第三圖式の正當なる論體

第四 第三圖式の正當なる論體 第三圖式に於ては、十一箇の正當なる論體中、第一特則に違反するAEE、AEO及びAEOの三者と第二特則に違反するAAA及びEAEの二者とは、之を排除せざるべからず。然るときは正當なるものとして左の六箇を餘す。

AAI AII EAO EIO IAI OAO

第四圖式の正當なる論體

第五 第四圖式の正當なる論體 第四圖式に於ては、十一箇の正當なる論體中、第一特則に違反するAII及びAEOの二者と第二特則に違反するAAA及びEAEの二者と又第三特則に違反するOAOとは、之を排除せざるべからず。然るときは正當なるものとして左の六箇を餘す。

AAI AEE AEO EAO EIO IAI

第六 括約 以上の研究によりて得たる所を茲に括約すれば、左の

括約

如し。論體として正當なるものは通則に合致するものにして、これに左の十一箇あり。

AAA AAI AEE AEO AII AOO
EAE EAO EIO IAI OAO

各圖式に於ては、此等十一箇の論體中なる或ものを取り、或ものを捨て、何れも六箇の正當なる論體を有す。故に圖式上に於ける正當なる論體換言すれば、正當なる三段法は總計左の二十四箇なり。

第一圖式	AAA	AAI	AEE	AEO	AII	AOO	EIO
第二圖式	AEE	(AEO)	AOO	EAE	(E	O)	EIO
第三圖式	AAI	AAI	EAO	EIO	I	IO	OAO
第四圖式	AAI	AEE	(AEO)	EAO	EIO	IO	IAI

表中括弧を附したる論體即ち第一圖式のAAI及びEAO、第二圖式のAEO及びEAO、並に第四圖式のAEOの五者は之を微弱三段式

正當なる定立三段法の表

微弱三段法或は從屬論體

記誦詩

各圖式の特色

法或は從屬論體といふ。この種のものがかゝる稱呼を附與せらるゝは、同一の前提に對して全称断定の演繹し得らるべき場合に於て、特稱命題を以てその断定となしつゝあるによる。されば往時の論理學者は此等の五箇を除きて、他の十九箇を以て正當なる三段法なりとし、之を一詩に詠じて、諸記の便に供したり。所謂記誦詩これなり。又前表を注意するとき、各圖式の特色を發見すること容易なり。第一圖式に於ては、A、E、I、Oの四命題を断定として有すれども、第二圖式に於ては、EとOとの否定断定、第三圖式に於ては、IとOとの特稱断定を有するのみ。又第四圖式に於ては、Aを断定として有すること能はざるの缺點あり。第一圖式はこの方面に於て明に他の圖式に優絶するを見るべし。尙第一圖式は名辭の位置に於て極めて自然なること、並に直接に有無法を適用し得ることの特色を有す。往時この圖式が完全圖式と稱せられ、他の圖式が不完全圖式と稱せられたるも、蓋し之が爲なり。

完全圖式、不完全圖式

●定立三段法の改造

改造の意義

第五節 定立三段法の改造

第一 改造の意義 各圖式の正當なる論體は既に前節に於て研究せるが如し。然るに吾人は一の圖式に於て正當なる論體として認めたるものをその断定を變更することなしに、他の圖式の正當なる論體に變更せんと欲することあり。かくの如きは、或は實際上の必要より起ることもあるべく、或は學問上の興味より起ることもあるべしと雖も、要するに、その可能なりや否や、又その成立する根據如何等を研究するは、亦決して無用の業にあらず。かくの如く、一の圖式に於ける正當なる論體を同一の断定を有する他の圖式の正當なる論體に變更すること、を茲に稱して定立三段法の改造といふ。

狹義の改造

然るに茲に一の注意すべきものあり。從來改造といへる語は狹義に解せられ、單に所謂不完全圖式の論體を完全圖式、即ち第一圖式の論體に變更することのみ使用したり。蓋し有無法のみを以て三段法

批評

多様中の統一

の公理なりとしたる場合に於ては、直接に之を此等の圖式に適用し難きにより、第一圖式に改造してその正否を検するの必要ありしなり。而して改造は單にこの必要に應せんが爲に研究せられたるものに過ぎざりき。されども既に三箇の公理を立て、十箇の通則を設け、又各圖式の特則を定めたる以上は、不完全圖式の論體と雖も、直接にその正否を検し得べきが故に、かゝる理由の下に改造を必要とするは、その妥當ならざること勿論なり。唯科學の精神に基きて多様の中に統一の存することを明にせんが爲に、これが研究の缺くべからざるを見るのみ、されども既に然りとせんか、改造といへることを以て單に不完全圖式の論體を第一圖式の論體に變更することをのみ指すものとすべきに、あらずして、第一圖式の論體を不完全圖式の論體に變更すること及び一の不完全圖式の論體を他の不完全圖式の論體に變更することをも同じく改造と稱するを當然の事とす。前掲の定義は實にこの見解に基く。されども之を精密に説くときは、各圖式の論體は同一なる断定

を有する他の圖式にのみ改造するを得べきに過ぎざることは、改造の定義に注意して、十分に之を了解せんことを要す。

改造の根據

第二 改造の根據 一の圖式に於ける論體を他の圖式に於ける論體に改造するは、果して如何なる根據に依るかといふに、こは甚だ簡單なり。即ち抽出法の適用と三段法それ自身の性質とに基くの外、一も他の理由を有することなし。各圖式は前提に於ける名辭の位置によりて區別せらるゝものなるが、名辭の位置は轉位法によりて之を變更し得べきこと、既に研究せるが如し。故に三段法の改造は前提の一箇又は二箇に轉位法を施すことによりて正當に之を果すことを得。例へば第二圖式の E A E の大前提に轉位法を施して、之を第一圖式の E A E に改造し得るが如し。稍複雑なる場合に在りても、轉位法に代ふるに適宜なる他の抽出法を以てすることによりて全く同様の目的を果すを得べし。又前提なる二命題は、之を與へられたるものとして使用せんに、其の位置の如きは之を問ふの必要を見ず。故に大、小兩前

他の抽出法による

轉位法による

前提の位置轉換による

諸方法の併用による

三段法の諸法則を注意すべし

提の位置を轉換することによりても改造を果し得べきは勿論の事なり。例へば中名辭が賓主の位置を有する第四圖式の論體を大、小兩前提の位置を轉換して主賓の位置を有する第一圖式の論體に改造し得るが如し。最も複雑なる場合に在りても、以上の諸方法を併用することあらば、所要の改造を果すに於て決して困難を感ずることなし。之を要するに、定立三段法の改造は場合の如何によりてその使用せらるべき方法を異にするは勿論なりと雖も、苟も一の圖式に於ける正當なる論體に對して、これに上述の如き方法を使用して、之を他の圖式に於ける正當なる論體にして同一の斷定を有するものに變更することを得ば、即ち完全にその目的の果されたるものにして、始めて之を正當なる改造といふべし。若しこの場合に於て三段法の諸法則に注意することなく、單に名辭の位置をのみ變更して、直に改造を果したりとするが如きことあらんか、かくの如きは改造が演繹法中の一事項たることを忘却したるものなり。

改造の諸例

第三 改造の諸例 改造に種々の方法の存すること、上述の如し。

左にその數例を示すべし。

(イ)例

(イ) 前提の一方に轉位法を施すもの 例へば第三圖式のA I Iを第一圖式に改造する場合の如し。小前提に轉位法を施すときは左の如く第一圖式のA I Iとなる。



(ロ)例

(ロ) 大、小兩前提に轉位法を施すもの 例へば第三圖式のE A Oを第二圖式に改造する場合の如し。大、小兩前提に轉位法を施すときは左の如く第二圖式のE I Oとなる。



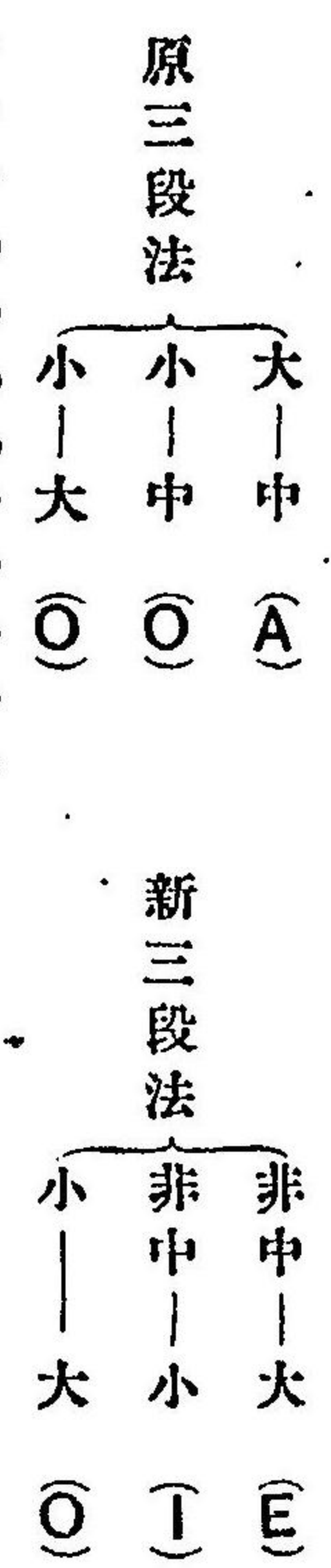
(ハ)例

(ハ) 前提の一方に變性法を施し他方に複式抽出法を施すもの 例へば第二圖式のA O Oを第四圖式に改造する場合の如し。大前提に變性法を施し、小前提に一の複式抽出法(變性法及び轉位法)を施すときは左の如く第四圖式のE I Oとなる。



(ニ)例

(ニ) 大、小兩前提に複式抽出法を施すもの 例へば第二圖式のA O Oを第三圖式に改造する場合の如し。大、小兩前提に一の複式抽出法(變性法及び轉位法)を施すときは左の如く第三圖式のE I Oとなる。



(ホ)例

(ホ) 前提の位置轉換によるもの 例へば第四圖式のA E Eを第一

圖式に改造する場合の如し。單に大前提と小前提との位置を轉換するときは、左の如く第一圖式の E A E となる。



この場合に於ては、新断定に對して更に轉位法を施すの必要あり。

(一)例

(一) 前提の位置轉換と轉位法とによるもの。例へば第三圖式の I A I を第一圖式に改造する場合の如し。大前提を小前提に轉じ、これに單純轉位法を施すときは、左の如く第一圖式の A I I となる。



この場合に於ても、新断定に對して更に轉位法を施すの必要あり。

(下)例

(下) 前提の位置轉換と複式抽出法とによるもの。例へば第三圖式

の O A O を第二圖式に改造する場合の如し。大、小兩前提の位置を轉換し、これに一の複式抽出法(變性法及び轉位法)を施すときは、左の如く第二圖式の E I O となる。又他の複式抽出法(變性法、轉位法、及び變性を施すときは、當然 A O O となる。



この場合に於ては、新断定に對して一の複式抽出法(變性法、轉位法及び變性法)を施すの必要あり。

他は以上の諸例に基きて之を類推すべし。

所謂間接改造

直接改造

第四 所謂間接改造 從來の學者は以上に説明したる改造を稱して直接改造といひ、これに對して間接改造と稱せらるゝものありとす。その説く所によれば、間接改造とは與へられたる三段法を不正當のものとして論ずるときは自家撞着に陥ることあるを示して、その正

當なることを證明する方法をいふ、更に之を詳解すれば、與へられたる三段法の断定に對して正反對對當の關係を有する命題と、その前提の一事を使用して、完全圖式の論體を作り、その断定の不正當なることを示して、與へられたる三段法の正當なることを證明する所の方法なり、而して從來の慣例によれば、この方法は専ら第二圖式のA O O及び第三圖式のO A Oにのみ適用せられたるものとす。今

所謂間接改造の一例

一切の大は中なり……………A
或小は中にあらず……………O
或小は大にあらず……………O

といへる第二圖式の論體が果して正當なりや、否やを知らんとする場合に就きて之を説明せんに、先づその断定なる「或小は大にあらず」といへるO命題を偽なりと假定するを要す。然るときは對當法によりて、之と正反對なる「一切の小は大なり」といへるA命題は當然眞ならざるべからず、今この命題を小前提とし、前記の大前提と共に一の論體を

作成するときは、左の如く完全圖式のA A Aを得べし。

一切の大は中なり……………A
一切の小は大なり……………A
∴一切の小は中なり……………A

然るにこの断定なる「一切の小は中なり」といへるA命題は、前に前提として與へられたる「或小は中にあらず」といへるO命題と矛盾するを以て、固より不正當なり、而してこは何事より山來せるかといふに、この推論は毫も三段法の諸法則に違反せざるが故に、推論としては一も不可なる處なきのみならず、大前提は前に與へられたるものをその儘使用するに過ぎざるが故に、亦論すべきものなし。故にこは唯「一切の小は大なり」といへるA命題を小前提として使用したるが爲に外ならざるものとせざるべからず。従ひてこの命題は當然不正當なるものとして排斥すべきものとなり、之と正反對なる「或小は大にあらず」といへる命題、即ち與へられたる三段法の断定は當然正當なるものとして

採用せざるを得ざることとなる。かくの如く第二圖式のA O Oの正當の論體なることを完全圖式のA A Aとの關係上より證明するものこれ即ち間接改造なり。

論者は改造の終局唯一の目的を以て不完全圖式に於ける論體を完全圖式の論體と關係せしめて、その正否を吟味することに在りとなすが故に、上述の如き方法と雖も、之を間接改造と稱すべしとしたるものなり。されども嚴格に論ずるときは、かくの如きは、毫も改造といふべきに、あらずして、別種の推論を比較するものに過ぎず。又A O O及びO A Oの如き論體と雖も、この種の遅緩なる方法を採用することなくして、直接にこれが改造を行ひ得べきこと、他の論體と異なる所なし。故にこの種の方法は、單に歴史的のものに過ぎず。實際上に於ては全く不要なり。

間接改造は改造にあらず

●假設三段法

第六節 假設三段法

純粹假設三段法

第一 純粹假設三段法 純粹假設三段法といへるは假設三段法を二種に大別したるものの一にして、假設命題のみによりて成立する所の三段法を指す。その形式を示せば、左の如し。

若し甲が乙なるときは、丙は常に丁なり。

若し戊が己なるときは、甲は常に乙なり。

∴若し戊が己なるときは、丙は常に丁なり。

この種の推論が定立三段法と異なるは、後者が全部定立命題より成るに對して、前者が全部假設命題より成るの點に在るのみ。然るに假設命題は之を定立命題に改作し得べきこと、既に第六章第三節に於て之を研究せるが如し。故にこの種の推論は、之を改作して、左の如き定立三段法となすを得べきは、勿論の事なり。

改造

甲の乙たる一切の場合に丙の丁たる場合なり……………A

戊の己たる一切の場合に甲の乙たる場合なり……………A

∴戊の己たる一切の場合に丙の丁たる場合なり……………A

この論體は第一圖式の A A A にして、その正當のものたる、今更これが辯説を要せず。この理を推して論ずるときは、

若し甲が乙なるときは、丙は常に丁なり。

若し戊が己なるときは、丙は決して丁にわらず。

∴若し戊が己なるときは、甲は決して乙にわらず

といへる推論も定立三段法の場合に於ける第二圖式の A E E に該當するものに外ならざることば説明を俟たずして直に明瞭なり。

以上の如くなりとするときは、純粹假設三段法も歸する所は定立三段法と異なるものにわらずとして之を解するを得。故に前に定立三段法に就きて研究したる一切の事項は、この推論に於ても亦等しく適用せらるべきものにして、他に一も攻究するに足るべきものなしと知らざるべからず。されば彼の定立三段法の諸法則を無視したる純粹假設三段法の如きは、之を正當なるものとなすべからざるは勿論の事なり。例へば

犯則の一例

若し甲が乙なるときは、丙は常に丁なり。

若し戊が己なるときは、甲は決して乙にわらず。

∴若し戊が己なるときは、丙は決して丁にわらず

の如きは、この犯則に陥れるものなり。何となれば、かくの如きは定立三段法の場合に於ける第一圖式の論體に該當するものにして、而もその第一特則に違反するものなればなり。

第二 混成假設三段法の定義及び形式 混成假設三段法といへる

は純粹假設三段法に對する一種の假設三段法にして、又之を假設定立三段法ともいふ。この推論は、大前提を假設命題とし、小前提及び斷定を定立命題となす所の三段法なり。通常單に假設三段法といへるは、主としてこの種の推論を指す。

この推論に二種あり、一を構成體或は用式といひ、他を破壊體或は廢式といふ。前者は小前提に於て大前提の前件を肯定し、斷定に於てその後件を肯定するものを指し、後者は小前提に於て大前提の後件を

混成假設三段法の定義及び形式

構成體

破壊體

構成體の形式

否定し、断定に於てその前件を否定するものを指す。即ち左の如し。

若し甲が乙なるときは、丙は常に丁なり。

甲は乙なり。

∴丙は丁なり

の如き、又は

若し甲が乙ならざるときは、丙は決して丁にあらず。

甲は乙にあらず。

∴丙は丁にあらず

の如きは、前者に屬し、

若し甲が乙なるときは、丙は常に丁なり。

丙は丁にあらず。

∴甲は乙にあらず

の如き、又は

若し甲が乙ならざるときは、丙は決して丁にあらず。

丙は丁なり

∴甲は乙なり

の如きは、後者に屬す。その實例を示せば、左の如し。

構成體の例

若し海上が危険の恐あるときは、本日の出帆は延期なり。

海上は危険の恐あり。

∴本日の出帆は延期なり。

破壊體の例

若し笹竹が眞理を語るものならば、卜者は世の信用を受くべし。

然るに彼等は世の信用を受くることなし。

∴笹竹は眞理を語るものにあらず。

茲に注意すべきことあり。この推論に於ては構成體及び破壊體に

似て非なるものあり。小前提に於て大前提の後件を肯定して、断定に

於てその前件を肯定するもの、及び小前提に於て大前提の前件を否定

の似て非なるもの

破壊體の實例

構成體の實例

して、断定に於てその後件を否定するもの、即ちこれなり。此等のものが何故に不正當なるかは、次項の研究によりて明白なり。

混成假設三段法の規則

充足律

第三 混成假設三段法の規則

この推論もその終局の基礎を思想の原理に置くは、他の推論と異なることなしと雖も、特に直接の關係を有するはその中の充足律に在り。この律は天下の事物のかくあるは、そのかくあるべき十分なる理由の存せざるべからずとするに在り。今この推論の大前提たるべき假設命題の特性に就きて考ふるに、その前件は常に後件に對して之をしてかくわらしむる十分なる理由となるものなり。されば今若しこの命題を大前提とする場合に於て、小前提に於てその前件を眞なりとして肯定することありとせよ。然るときは断定に於てその後件を眞なりとして肯定せざるを得ざること、充足律によりて明白なり。これ構成體の正當なる所以の根據なり。されども之に反して、小前提に於て大前提の後件を肯定することありとすとも、直に断定に於てその前件を肯定することを得ざるものとす。

何となれば、前件は後件に對する十分なる理由なるにもせよ、その後件は必ずしもその前件以外のものより由來することなしと斷すべからざるが故に、その後件の眞なることを本として、これが理由をその前件にのみ歸するは、固より妄斷たるを免れざればなり。これ似て非なる構成體の排斥せらるべき所以なり。

又若し小前提に於て大前提の後件を否定することありとせよ。然るときは断定に於て亦當然の事としてその前件を否定せざることを得ず。何となれば、若し然らずして、之を肯定すべきものと假定せば、充足律によりて當然後件を肯定すべきものとなりて、小前提に於て示されたる事實と矛盾するに至るべければなり。これ破壊體の正當なる所以の根據なり。されども之に反して小前提に於て大前提の前件を否定することありとすとも、直に断定に於てその後件を否定すること能はざるものとす。何となれば、與へられたる前件の否定せらるゝと否とに拘らず、何等かの理由の他に存することあらば、優にその後件を

成立せしむることなきにあらざればなり。これ似て非なる破壊體の排斥せらるべき所以なり。

以上の如くなるを以てこの推論の根據は充足律にありと雖も、之を直接に適切なるものとして表すときは、左の如き二箇の規則となる。

第一則

第一則 小前提に於て大前提の前件を肯定するときは断定に於てその後件を肯定せざるべからず。されども後件の肯定に基きて前件を肯定するは、之を許容するを得ず。

第二則

第二則 小前提に於て大前提の後件を否定するときは、断定に於てその前件を否定せざるべからず。されども前件の否定に基きて後件を否定するは、之を許容するを得ず。

混成假設三段法の改造

第四 混成假設三段法の改造 構成體と破壊體とは互に他に改造することを得。例へば

若し甲が乙なるときは、丙は常に丁なり。

甲は乙なり。

∴丙は丁なり

といへるは構成體なれども、その大前提に一の複式抽出法を施すときは、變じて左の如き破壊體となる。

若し丙が丁ならざるときは、甲は決して乙にあらず。

甲は乙なり。

∴丙は丁なり

破壊體を構成體に改造するも、全く之と同理なり。

又混成假設三段法は各命題を適當に改作することによりて之を定立三段法となすことを得。この場合に於ては構成體は第一圖式の論體となり、破壊體は第二圖式の論體となる。即ち左の如し。

第一圖式

甲の乙たる一切の場合に丙の丁たる場合なり。 A

この場合は甲の乙たる場合なり。 A

∴この場合は丙の丁たる場合なり。 A

甲の乙たる一切の場合に丙の丁たる場合なり。 A

第二圖式